

# 官報

## 号外

昭和四十七年五月十九日

### ○第六十八回 衆議院会議録 第三十号

昭和四十七年五月十九日(金曜日)

議事日程 第二十六号

昭和四十七年五月十九日 午後二時開議

第一 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締

承認を求めるの件

第二 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

第三 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 農林漁業團体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 農林漁業團体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(長谷川四郎君) 日程第一、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

○副議長(長谷川四郎君) 日程第一、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件を議題いたします。

日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

赤城農林大臣の農業基本法に基づく昭和四十六年度年次報告及び昭和四十七年度農業施策について並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十六年度年次報告及び昭和四十七年度沿岸漁業等の施策についての発言及び質疑

右 国会に提出する。

昭和四十七年三月十八日 内閣総理大臣 佐藤 繁作

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

日本に東京で、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約に署名した。よつて、この条約を締結することいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約は、その環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約によつて、この条約を締結することいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

## 第七条

第一条 この条約において、「渡り鳥」とは、次のものとす。

(a) 足輪その他の標識の回収により両国間ににおける渡りについて確認のある鳥類の種

(b) その種が両国とともに生息する鳥類の種、及び亜種が存在しない種については両国ともに生息する鳥類の種。これらの種及び

亜種の確認は、標本、写真又はその他の信頼しうる証拠に基づいて行なう。

(c) 1の規定に従つて渡り鳥とされた種は、この条約の附表に掲げるとおりとする。

(d) 両締約国の権限のある当局は、隨時附表を検討し、必要があるときは、附表を改正する。

(e) 附表は、両政府が当該勧告のそれぞれの受諾を外交上の公文の交換によつて確認した日以後三箇月で、改正されたものとみなされる。

第三条

1 渡り鳥の捕獲及びその卵の採取は、禁止されるものとする。生死の別を問わず、不法に捕獲され若しくは採取された渡り鳥若しくは渡り鳥の卵又はそれらの加工品若しくは一部の販売、購入及び交換も、また、禁止されるものとする。次の場合における捕獲及び採取については、各締約国の法令により、捕獲及び採取の禁止に対する例外を認めることができる。

(a) 科学、教育若しくは繁殖のため又はこの条約の目的に反しないその他特定の目的のために

(b) 人命及び財産を保護するため

(c) 2の規定に従つて設定される狩猟期間中

(d) 私設の狩猟場に因して

(e) エスキモー、インディアン及び太平洋諸島信託統治地域の原住民がその食糧及び衣料用として捕獲又は採取する場合

2 渡り鳥の狩猟期間は、各締約国がそれぞれ決定することができる。当該狩猟期間は、主なる

巢期間を避け、かつ、生息数を最適の数に維持するように設定する。

3 各締約国は、渡り鳥の保護及び管理のために保護区その他の施設を設けるように努める。

## 第四条

1 両締約国は、絶滅のおそれのある鳥類の種又は亜種を保存するために特別の保護が望ましいことに同意する。

2 いずれか一方の締約国が絶滅のおそれのある鳥類の種又は亜種を決定し、その捕獲を禁止した場合には、当該一方の締約国は、他方の締約国に対してその決定(その後におけるその決定の取消しを含む。)を通報する。

3 各締約国は、2の規定によつて決定された鳥類の種若しくは亜種又はそれらの加工品の輸出又は輸入を規制する。

4 この条約は、十五年間効力を有するものとし、その後は、この条に定めるところによつて終了する時まで効力を存続する。

5 いずれの一方の締約国も、一年前に書面による予告を与えることにより、最初の十五年の期間の終りに又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

第六条

1 両締約国は、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類の研究に関する資料及び刊行物を交換する。

2 島類の共同研究計画の設定並びにこれらの鳥類の保存を奨励する。

3 以上の証拠として、両政府の代表は、この条約に署名した。

日本国政府のために

千九百七十二年三月四日に東京で、ひととしく正文である日本語及び英語により本書一通を作成した。

福田赳夫

アメリカ合衆国政府のために  
アーミン・H・マイヤー

## 附表

一 はしじるあび(ガヴァニア アダムスイ)

二 おおはむ(ガヴァニア アルクティカ)

三 あび(ガヴァニア ステララタ)  
四 あかえりかいづぶり(ボディケブス グ

リセゲナ)  
五 みみかいつぶり(ボディケブス アウリトゥス)

六 あはうどり(ディオメデア アルバトルス)

七 くろあしあほうどり(ディオメデア ニグリペス)

八 こあはうどり(ディオメデア インムタビリス)

九 ふるまかもめ(フルマルス グラキアリス)

一〇 あかあしみづなぎどり(フファヌス カルネイベス)

一一 おながみづなぎどり(フフィヌス パキフィクス)

一二 はいいろみずなぎどり(フフィヌス グリセウス)

一三 はしほそみづなぎどり(フフィヌス テヌイロストリス)

一四 みづなぎどり(フフィヌス ナディヴィタディス)

一五 しろはらみづなぎどり(フテロドロマヒュボレウカ)

一六 あなたどり(ブルウエリア ブルウェリ)

一七 はいいろみづなぎどり(フルカタ)

一八 こじしろみづなぎどり(オケアノドロマレウコロア)

一九 くろこじしろみづなぎどり(オケアノドロマカストロ)

二〇 おーすとんらみづなぎどり(オケアノドロマトリリストラミ)

二一 あしながこじしろみづなぎどり(オケアニテス オケアニクス)

二二 あかねつたいちょう(ファエトン ルブリカウダ)

二三 しらおねつたいちょう(ファエトン レ

官報(号外)

3

二四	あおつらかつおどり (スラ ダクテュラ トラ)	二四	ブトゥルス)
二五	あかあしかつおどり (スラ スラ)	二五	はしひろがも (スバトゥラ クリュペア タ)
二六	かつおどり (スラ レウコガステル)	二六	ひめり (ファラクロコラクス ベラギク ス)
二七	ひめり (ファラクロコラクス ベラギク ス)	二八	ちしまうがらす (ファラクロコラクス ウリレ)
二九	おおぐんかんどり (フレガタ ミノル)	二九	おおぐんかんどり (フレガタ ミノル)
三〇	ぐんかんどり (フレガタ アリエル)	三〇	スイネリア)
三一	あささき (ブルクス イビス)	三一	きんくろはじろ (アユテュア フリグ ラ)
三二	あゆうさぎ (エグレタ インテルディ ア)	三二	あかはじろ (アユテュア バイリ)
三三	くろさぎ (デミグレタ サクラ)	三三	ほおじろがも (フレガタ クラング ラ)
三四	みやこい (ゴルサキウス ゴイサギ)	三四	ひめはじろ (フレガタ アルベオラ)
四五	よしこい (イクソブリュクス スイネン スイス)	四五	こおりがも (カラシングラ ヒュエマリ ス)
五六	おおよしこい (イクソブリュクス エウ リュトムス)	五六	こばしちどり (エウドロミアス モリネ ルス)
五七	おおはくちょう (キュグヌス キュグヌ ス)	五七	八三 こばしちどり (エウドロミアス モリネ ルス)
五八	こくがん (ランタ ベルニクラ)	五八	八四 むなくろ (ブルヴァイアリス ドミニカ)
五九	みかどがん (アンセル カナギクス)	五九	八五 だいぜん (ブルヴィアリス スカタロ ラ)
六〇	ひしくい (アンセル フアパリス)	六〇	八六 きょうじょしき (アレナリア インテル プレス)
六一	はくがん (アンセル カイルレスケン ス)	六一	八七 たしき (ガルリナゴ ガルリナゴ)
六二	まがん (アンセル アルビフロンス)	六二	八八 ちゅうじしき (ガルリナゴ メガラ)
六三	じじゅうからがん (ランタ カナデン ス)	六三	八九 こしき (リュムノクリュプテス ミニム ス)
六四	かわいい (メルガス メルガンセラ)	六四	九〇 おおはししき (リュムノドロムス スコロ ペケウス)
六五	うみあい (メルガス セルラトル)	六五	九一 おおそりはししき (リモサ ラボニカ)
六六	みこあい (メルガス アルベルス)	六六	九二 たかぶしき (トリンガ グラレオラ) ス)
六七	けあしのすり (ブテオ ラゴブス)	六七	九三 きあしき (トリンガ インカナ (トリ ンガブレヴィベスを含む。))
六八	おじわし (ハリアイエトゥス アルビ キルラ)	六八	九四 いそしき (トリンガ エリュトロブス)
六九	おおわし (ハリアイエトゥス ベラギク ス)	六九	九五 つるしき (トリンガ エリュトロブス)
七〇	つみ (アキビテル ザイルガトゥス)	七〇	九六 あおあしき (トリンガ ネブライア)
七一	とび (ミルザス ミグラنس)	七一	九七 おおきあしき (トリンガ メラノレウ カ)
七二	みさき (パンディオン ハリアエトゥ ス)	七二	九八 ちゅうしゃくしき (ヌメニウス ファイ オブス)
七三	しろはやぶさ (ファルコ ルスティコル ス)	七三	九九 はりももちゅうしゃくしき (ヌメニウ ス タヒティエンスィス)
七四	はやぶさ (ファルコ ベレグリヌス)	七四	一〇〇 こしゃくしき (ヌメニウス ミストゥ ス スタヒティエンスィス)
七五	かなだづる (グルス カナデンヌイス)	七五	一一〇 こしゃくしき (ヌメニウス ポナ マリヌス)
七六	ばん (ガルリヌラ クロープス)	七六	一一一 くろとうぞくかもめ (ステルコラリウ ス パラスティクス)
七七	おおばん (フリカ アトラ)	七七	一一二 はいろひれあしき (ファラロブス フリカリウス)
七八	しろちどり (カラドリウス アレクサン リエンスィス)	七八	一一三 おおとうぞくかもめ (カタラクタ スク ウス ロンギカウドウス)

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

4

一二三	しろかもめ（ラルス ヒュペルボレウス）	一四五	はしふとうみがらす（ウリア アアルゲ）
一二四	わしかもめ（ラルス グラウケスケンス）	一四六	うみばと（ケプフス コルンバ）
一二五	おおせぐろかもめ（ラルス スキスティサグス）	一四七	うみおうむ（スユントリボランフス アルゲンタトウス）
一二六	せぐろかもめ（ラルス アルゲンタトウス）	一四八	うみおうむ（アイティア プスイタクシテイクス）
一二七	うみねこ（ラルス クラスイロストリス）	一四九	えとろふうみすずめ（アイティア クリラ）
一二八	ゆりかもめ（ラルス リディブンドウス）	一五〇	しらひげうみすずめ（アイティア ピュグマイア）
一二九	みつゆびかもめ（リサ トリダクテュラ）	一五一	こうみすずめ（アイティア プスイル）
一三〇	くびわかもめ（クセマ サビニ）	一五二	うとう（ケロリンカ モノケラタ）
一三一	そらげかもめ（バゴフィラ エブルネア）	一五三	えとびりか（ルンダ キルラタ）
一三二	はじろくろはらあじさし（クリドニアス レウコブテルス）	一五四	つのめどり（フラーテルクラ コルニクラタ）
一三三	こじじろあじさし（ステルナ アレウティカ）	一五五	しろふくろう（ニユクテア スカンディア）
一三四	あじさし（ステルナ ヒルンド）	一五六	こみみづく（アスイオ フランメウス）
一三五	なんようまみじろあじさし（ステルナルナタ）	一五七	かつこう（ククルス カノルス）
一三六	まみじろあじさし（ステルナ アナイテルナス）	一五八	つつどり（ククルス サトウラトゥス）
一三七	えりぐろあじさし（ステルナ スマトラナ）	一五九	じゅういち（ククルス フガクス）
一三八	こあじさし（ステルナ アルビフロンス）	一六〇	よたか（カプリムルグス インディクス）
一三九	せぐろあじさし（ステルナ フスカタ）	一六一	あまつばめ（アブス パキフィクス）
一四〇	くろあじさし（アノウス ストリドウス）	一六二	ありすい（ニンクス トルキルラ）
一四一	とりしまくろあじさし（アノウス テヌイロストリズ）	一六三	つばめ（ヒルンドルスティカ）
一四二	はいいろあじさし（プロケルステルナケルレア）	一六四	しょうどうつばめ（リバリア リバリア）
一四三	しろあじさし（ギュギス アルバ）	一六五	あまつばめ（アブス パキフィクス）
一六七	うそ（ピュルラ ピュルルラ）	一六六	しめ（ココトラウステス ココトラウス）
一六八	ぎんざんましと（ビニコラ エヌクレア）	一六七	べにひわ（カルドウエリス フランメアカルドウエリス ホルネマンニを含む。）

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔櫻内義雄君登壇〕

〔櫻内義雄君登壇〕

○櫻内義雄君　ただいま議題となりました渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府は、米國との間に、渡り鳥等保護条約を締結するため、昭和四十三年以来、二回にわたり日本間で専門家会議を開催する等交渉を行なつてまいりました結果、合意が成立いたしましたので、本年三月四日東京において本条約に署名を行なました。

本条約は、日米間の渡り鳥につきましては、その捕獲及び卵の採取は禁止されるものとし、また、国内法によつて認められている例外の場合を除き、不法に捕獲または採取された渡り鳥、その卵及びそれらの加工品等の販売及び購入等も禁止されることとなつております。

絶滅のおそれのある鳥類につきましては、その保存のために特別の保護が望ましいことに同意し、これらの鳥類及びその加工品の輸出入を規制することとしております。

このほか、日米間でこれら鳥類の研究に関する資料を交換し、かつ、鳥類の環境を改善するため適當な措置をとるようつとめることとしております。

本件は、三月十八日本院に提出され、同日外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聴取し、質疑を行ないましたが、その詳細につきましては、会議録により御了承を願います。

かくて、質疑を終了しましたので、五月十七日採決を行ないました結果、本件は全会一致をもつ

て承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(長谷川四郎君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

### 第三十一条中「調達実施本部」を「自衛隊離職者就職審査会」に改める。

本部

第三十七条の次に次の二条を加える。

(自衛隊離職者就職審査会)

第三十七条の二 自衛隊離職者就職審査会は、自衛隊法の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどる機関とする。

2 自衛隊離職者就職審査会は、委員五人で組織する。

3 委員は、防衛庁の職員である者のうちから一人、人事院の職員である者のうちから一人、總理府本府の職員である者のうちから一人及び学識経験のある者のうちから二人を、長官が任命する。

4 委員は、非常勤とする。

5 自衛隊離職者就職審査会に、会長一人を置く。会長は、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから、委員がこれを選舉する。

6 会長は、会務を総理する。

7 前各項に定めるもののほか、自衛隊離職者は、政令で定める。

第六十一条第一項中「防衛施設中央審議会」を

「自衛隊離職者就職審査会、防衛施設中央審議会」に改め、「審議会の委員」を「審査会等の委員」に改める。

〔自衛隊法の一部改正〕

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

右

国会に提出する。

昭和四十六年十月十八日

内閣總理大臣 佐藤 栄作

官 報 (号外)

日程第二 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第六十七回国会、内閣提出)

○副議長(長谷川四郎君) 日程第二、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

〔防衛庁設置法の一部改正〕

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「三万八千三百二十三人」を「三万八千九百八十六人」に、「四万五千六百五十七人」を「四万二千三百人」に、「二十五万九千五十八人」を「二十六万三百六十九人」に改める。

第十四条に次の二号を加える。

七 自衛隊離職者就職審査会に関する事項。

同じ。」を加える。

第六十二条に次の二項を加える。

4 長官は、前項に規定する承認のうち、第二項の地位につくことに係る承認を行ない、又

は行なわないこととする場合には、自衛隊離職者就職審査会に付議し、その議決に基づいて行なわなければならない。

第六十六条第二項中「三万六千三百人」を「三万九千六百人」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のようにより改訂する。

第二条第三項第十六号中「並びに」の下に「自衛隊離職者就職審査会」を加える。

3 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のようにより改訂する。

第一条中「防衛施設庁の職員で一般職に属するもの」を「一般職に属する職員」に改める。

〔理由〕

防衛庁の任務の遂行の円滑を図るために、自衛官の定数を改めるほか、防衛庁本庁の附屬機関として自衛隊離職者就職審査会を設けるとともに、自衛隊の任務の遂行の円滑を図るために、予備自衛官の員数を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(長谷川四郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長伊能繁次郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○副議長(長谷川四郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長伊能繁次郎君。

〔伊能繁次郎君登壇〕

伊能繁次郎君 ただいま議題となりました防衛

官 報 (号外)

設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並び

に結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、

第一に、自衛官の定数を、海上自衛官六百六十三人、航空自衛官六百四十三人、統合幕僚會議の自衛官五人、計三千三百十一人増加し、予備自衛官の員数を三千三百人増加すること。

第二に、防衛庁本庁の付属機関として、自衛隊離職者就職審査会を設置し、隊員の営利企業への就職の際に要する長官の承認は、同審査会の議決に基づいて行なわなければならないものとするこ

と。

本案は、第六十七回国会に提出され、今国会に継続されているものであります。今国会におきましては、四月二十五日政府より提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑に入り、前後五日間にわたり熱心な審議を行なってきたのであります。

質疑の論点は、文民統制を実効あらしめるための適切な措置、極東情勢の変化と自衛隊増強の必要性、第四次防衛力整備五ヵ年計画の戦略構想と自衛力の限界、自衛隊の沖縄配備をめぐる諸問題、沖縄返還を契機とする事前協議制度の再検討、在日米軍基地におけるベトナムへの補給活動の実情等、わが国の防衛の基本に關する各般の問題にわたって行なわれたのであります。その詳細はすべて会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて、五月十七日質疑を終了し、討論もなべ、採決の結果、多數をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(長谷川四郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

○副議長(長谷川四郎君) 採決いたします。

〔賛成者起立〕

伊能繁次郎君 起立多数。よつて、本

案は委員長報告のとおり可決いたしました。

三十四の二 老人扶養親族 扶養親族のうち、

年齢七十歳以上の者で障害者に該当しないもの

をいう。

日程第三 所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第四 法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第五 相続税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○副議長(長谷川四郎君) 日程第三、所得税法の一部を改正する法律案、日程第四、法人税法の一部を改正する法律案、日程第五、相続税法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

第八十四条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「配偶者がない」を「配偶者がなくかつて、老人扶養親族以外の扶養親族を有する」に收め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、扶養親族のうちに老人扶養親族があるときは、各老人扶養親族についての同項の控除の額は、十六万円とする。

第八十五条第一項中「第二条第一項第三十一号」の下に「イ」を加え、同条第三項中「若しくは扶養親族を、老人扶養親族若しくはその他の扶養親族に改める。

第一百九十四条第一項第四号中「氏名」の下に「並びに扶養親族のうちに老人扶養親族がある場合は、その旨及びその該当する事実」を加え、同項第六号中「第八十四条第二項」を「第八十四条第三項」に改める。

第三百三十二条中「合む」の下に「又は工業所有権を加える。

第三百三十二条中「千円」を「二千円」に改める。

第二百三十二条中「合む」の下に「又は工業所有権を加える。

第三百三十二条中「合む」の下に「又は扶養親族を、扶養親族その他の扶養親族を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつて」を削り、イ及びロを次のように改める。

イ 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族その他の扶養親族を一にする親族で政令で定めるものを有するもの

口 イに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、合計所得金額が百五十万円以下であるもの

第二条第一項第三十四号の次に次の二号を加える。

3 新法第二百四条第一項第一号(報酬、料金等に係る源泉徴収義務)及び第二百二十五条第一項第三号の規定(新法第二百四条第一項第一号に規定する工業所有権の使用料に係る部分に限る。)は、昭和四十七年六月一日以後に支払べき当該使用料について適用する。

申告書について適用する。

4 新法第二百四条第一項第一号(報酬、料金等に係る源泉徴収義務)及び第二百二十五条第一項第三号の規定(新法第二百四条第一項第一号に規定する工業所有権の使用料に係る部分に限る。)は、昭和四十七年六月一日以後に支払べき当該使用料について適用する。

による。

新法第二百四条第一項第四号(給与所得者の扶養控除等申告書)の規定は、この法律の施行の日以後に提出する給与所得者の扶養控除等申告書について適用する。

3 新法第二百四条第一項第一号(報酬、料金等に係る源泉徴収義務)及び第二百二十五条第一項第三号の規定(新法第二百四条第一項第一号に規定する工業所有権の使用料に係る部分に限る。)は、昭和四十七年六月一日以後に支払べき当該使用料について適用する。

申告書について適用する。

4 新法第二百四条第一項第一号(報酬、料金等に係る源泉徴収義務)及び第二百二十五条第一項第三号の規定(新法第二百四条第一項第一号に規定する工業所有権の使用料に係る部分に限る。)は、昭和四十七年六月一日以後に支払るべき当該使用料について適用する。

する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

理由

今次の税制改正の一環として、中小企業の内部留保の充実に資するため同族会社の留保所得に対する課税についての控除額を引き上げる必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

相続税法の一部を改正する法律案

今次の税制改正の一環として、中小企業の内部留保の充実に資するため同族会社の留保所得に対する課税についての控除額を引き上げる必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

割合を乗じて算出した金額(当該金額が当該配偶者につき前項第二号の規定を適用して算出した金額に満たない場合には、当該算出した金額)イ千円と二百万円に当該婚姻期間のうち十年をこえる年数を乗じて計算した金額と(当該相続又は遺贈により財産を得た場合には、三千円)。

ロ 当該相続又は遺贈により財産を得た場合に当該相続に係る相続税の課税価格に相当する金額。

ミ 前項の場合において、相続人が同項に規定する婚姻期間が十年以上である配偶者に該当するかどうかの判定は、同項の被相続人に係る相続開始の時の現況によるものとし、当該期間の計算に因る必要事項は、政令で定める。

4 第二項の相続又は遺贈に係る第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限(以下この条において「申告期限」という。)までに、当該相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていない場合における第二項の規定の適用については、その分割されていない財産は、同項に規定する相続人に該当し、かつ、同項において「申告期限」といふまでの間、当該相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていない場合における第二項の規定の適用に因る必要事項は、政令で定める。

5 第二項の規定は、第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限(以下この条において「申告期限」といふまでの間、当該相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていない場合における第二項の規定の適用に因る必要事項は、政令で定める。

6 税務署長は、前項の規定による申告書の提出期限内の提出があつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第二項の規定を適用することができる。

7 第十九条の三第一項中「除く」の下に、「次条第第一項において同じ」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(障害者控除)

第十九条の四 相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続又は遺贈に係る被相続人の第十五条第二項に規定する相続人に該当し、かつ、同障害者である場合には、その者については、同一条から前条までの規定により算出した金額から一万円(その者が特別障害者である場合には、三万円)にその者が七十歳に達するまでの年数(該年数が一年未満であるときは、これに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。)を乗じて算出した金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

8 第十九条の三と読み替えるものとする。前項の規定によつて、当該財産の分割ができないこととなつた日として政令で定める日の翌日から四月以内に当該財産が分割されたときは、当該財産については、この限りでない。

9 第二項の規定は、第二十七条第一項の規定による申告書に、第二項の規定の適用を受ける旨及び同項各号に掲げる金額の計算に因する明細の記載をし、かつ、同項の婚姻期間が十年以上である旨を証する書類その他の大蔵省令で定め

る書類を添付して、当該申告書をその申告期限内に提出した場合に限り、適用する。

第三十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 第十九条の二第四項ただし書の規定に該当したことにより、同項の分割が行なわれた時以後において同条第二項の規定を適用して計算した相続税額がその時前において同項の規定を適用して計算した相続税額と異なることとなつたこと(第一号に該当する場合を除く)。

7 第十九条の三第一項中「供せられているとき」を「供されており若しくは供されることが確実であると見込まれるとき」に改め、同条第五项中「物納及び」を「物納(その撤回を含む)及び」に改め、同項を同条第十項として、同条第四項の次に次の五項を加える。

八 第五項の規定による物納の許可の申請を受けた者は、当該相続税の納付にあわせて、当該相続税の納付又は納付すべき日(同日前に物納の許可の申請があつた場合は、当該申請があつた日)の翌日から次の各号に掲げる相続税の区分に応じ当該各号に掲げる日までの期間につき、政令で定めるところにより計算した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

9 第二項の規定により相続税の納付があつたものとされた日後に当該相続税に係る物納の撤回の承認があつた場合には、同日の翌日からその税額の全部の納付があつた場合には、その納付の日)

10 第二項の規定により相続税の納付があつたものとされた日後に当該相続税に係る物納の撤回の承認があつた場合には、同日の翌日からその税額の全部の納付があつた場合には、その納付の日)の延納期間(当該期間前に当該相続税の全部の納付があつた場合には、その納付の日)

11 第二項の規定により相続税の納付があつたものとされた日後に当該相続税に係る物納の撤回の承認があつた場合には、同日の翌日からその税額の全部の納付があつた場合には、その納付の日)の延納期間(当該期間前に当該相続税の全部の納付があつた場合には、その納付の日)

12 第二項の規定による延納の許可を申請しようとする者は、第三十九条第一項の規定にかかるわらず、前項の規定による物納の撤回の申請の際に當該延納の許可の申請をすることができる。

13 改正後の相続税法(以下「新法」という。)の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十七年一月一日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により取得した財産に係る相続税について適用

し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例によること。

3 新法第十九条の二第二項に規定する配偶者が昭和四十七年一月一日から同年三月三十一日までの間に相続又は遺贈により財産を取得した場合において、当該相続又は遺贈による申告書の提出期限の翌日から同年十月一日までの間に当該財産の分割がされたときは、当該財産に係る相続税に対する新法第十九条の二及び第三十二条の規定の適用については、新法第十九条の二第四項ただし書の規定に該当したものとみなす。

4 新法第四十三条第五項から第九項までの規定は、この法律の施行の日以後に同条第五項の規定による物納の撤回の申請をすることができる期間が到来する場合について適用する。

5 税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十条の四第一項中「納期限までに、又は納付すべき日に」を「納期限又は納付すべき日までに」に、「及び第三項を、第三項及び第五項に改め、「贈与税」との下に、同条第六項までに」に、「及び第三項を、第三項及び第五項に改め、「贈与税」との下に、同条第六項中「第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第三項」と、同条第七項中「相続税」とあるのは「贈与税」と、同条第八項中「相続税」とあるのは「贈与税」と、「納期限又は納付すべき日(同日前に物納の許可の申請があつた場合には、当該申請があつた日)」とあるのは「租税特別措置法第七十条の四第一項の規定による納期限」と、同条第九項中「相続税」とあるのは「贈与税」とを加える。

第七十条の六第一項中「第三十八条第一項」の下に又は第四十三条第五項を加える。

6 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のとおり改正する。

第七十三条の七第五号の次に次の二号を加え

五の二 相続税法(昭和二十五年法律第七十号)第四十三条第五項(租税特別措置法第三号)の規定による承認に基づき物納の

七十条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定による承認に基づき物納の

許可があつた不動産をその物納の許可を受けた者に移す場合における不動産の取得 第三百四十三条规定(昭和二十五年法律第七十三号)を削る。

第七十三条第五項中「(昭和二十五年法律第七十三号)」を削る。

#### 理由

今次の税制改正の一環として、夫婦間における財産相続の実情等にかえりみ配偶者に対する相続税額の軽減措置を拡充するとともに、心身障害者である相続人について障害者控除を新設するほか、不動産に関する物納制度の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○齊藤邦吉君 大蔵委員長齊藤邦吉君 委員長の報告を求めます。大蔵委員長齊藤邦吉君

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔齊藤邦吉君登壇〕

○齊藤邦吉君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最初に、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、さきの年内減税における所得税の一般減税に引き続き、今次税制改正の一環として、老人扶養控除の創設、寡婦控除の適用範囲の拡大などを行なうもので、その内容は次のとおり

です。年所得百五十万円以下の場合には、その控除の適用を認めることとしたとしてあります。

また、源泉徴収の対象となる報酬、料金等の範囲に工業所有権の使用料を加えるほか、確定申告の際に提出する財産債務明細書の提出不要限度を、年所得一千円から二千円に引き上げることといたします。

次に、法人税法の一部を改正する法律案につい

て申し上げます。

この法律案は、中小法人の税負担の軽減と内部留保の充実に資するため、同族会社の留保所得に対する課税を軽減しようとするものであります。

すなわち、課税留保所得を算定する場合に控除する定額控除額について、現行の二百万円から三百五十万円に引き上げることとしたとしてあります。

最後に、相続税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、今次税制改正の一環として次の改正を行なおうとするものであります。

まず、配偶者に対する相続税額の軽減措置の拡充であります。

すなわち、現在、配偶者につきましては、遺産額が三千万円の場合は限度としてその法定相続分、通常は一千円までの取得財産に対し相続税を課税しない趣旨の軽減措置が設けられておりましたが、夫婦の財産形成の上で妻が大きな割合を果たしていることを税制上さらに評価するため、法定相続分のいかんにかかわらず、その婚姻期間に応じ、最高三千万円までの取得財産に対し相続税を課税しない趣旨の新たな軽減措置を加え、いずれか有利なものとの選択を認めることとし、その拡充をはかることといたしております。

次に、社会福祉の一環として、心身障害者の相続税額から、七十歳に達するまでの一年につき、一般の心身障害者は一万円、重度の心身障害者は三万円を控除する障害者控除を新設することとい

たとしてあります。

また、不動産に関する物納制度の整備その他所要の改正を行なうこととしたとしてあります。

これら三法律案につきまして、当委員会は、去る五月十七日質疑を終了いたしましたが、質疑応答の詳細は会議録に譲ることといたします。

これら三法律案に対しまして、昨十八日、山下元利君より、それぞれの修正案が提出されました。その内容は、いずれも本年四月一日とされた

たものであります。

次いで、三法律案について順次採決いたしましたところ、所得税法の一部を改正する法律案、並びに法人税法の一部を改正する法律案につきましては、修正案並びに修正部分を除く原案は多数をもつて可決され、相続税法の一部を改正する法律案の修正案並びに修正部分を除く原案は全会一致をもつて可決され、よって、三法律案はいずれも修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参考〕

所得税法の一部を改正する法律案に対する  
修正案(委員会修正)

所得税法の一部を改正する法律案の一部を次の  
ように修正する。

附則第一項中「昭和四十七年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第四項中「昭和四十七年六月一日」を「この法律の施行の日の属する月の翌月の一日」に改める。

附則第一項中「昭和四十七年四月一日」を「公布の日」に改める。

法人税法の一部を改正する法律案に対する  
修正案(委員会修正)

法人税法の一部を改正する法律案の一部を次の  
ように修正する。

附則第一項中「昭和四十七年四月一日」を「公布の日」に改める。

すなわち、年齢七十歳以上の老人扶養親族について、通常の扶養控除十四万円にかえて十六万円の老人扶養控除を設け、また、これまで寡婦控除が適用されていなかつた扶養親族のない未亡人に

附則第二項中「この法律の施行の日」を「昭和四十七年四月一日」に改める。

相続税法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

相続税法の一部を改正する法律案の一部を次のようにより修正する。

附則第一項中「昭和四十七年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第三項中「から同年三月三十一日までの間」

を「以後」に、「の翌日から同年十月一日」を「がこ

の法律の施行の日から起算して六月を経過する日

の属する月の翌月の一日前に到来し、かつ、当該

提出期限の翌日から当該翌月の一日」に改める。

○副議長(長谷川四郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕  
○副議長(長谷川四郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕  
○副議長(長谷川四郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は

委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めま

す。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

た。

#### 日程第六 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(長谷川四郎君) 日程第六、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第一条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三条 第一条の四 前条第二項の規定の適用を受ける年金の額の改定

第一条の四 前条第二項の規定の適用を受ける年金の額の改定

第一条の三の次に次の二条を加える。

ただし、昭和四十七年十月一日以後にその喪失に係る組合員の資格を取得した者(当該

資格の取得日の前日において任意継続組合員であつた者を除く。)については、この限りではない。

第六十二條第一項第一号中「百分の十六」を「百分の十八」に改める。  
(昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)  
第二条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の四 前条第二項の規定の適用を受ける年金の額の改定

第一条の三の次に次の二条を加える。

(昭和四十七年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の四 前条第二項の規定の適用を受ける年金の額の改定

第一条の三の次に次の二条を加える。

(昭和四十七年十月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に一・〇

一を乗じて得た額を平均標準給与の月額とみなして、旧法(附則第五条を除く。)の規定を適用して算定した額に改定する。

二 前条第二項の規定の適用を受ける年金であつて、昭和三十五年四月一日以後に生じた旧法第十五条第二項各号若しくは旧法第十七条第四項第一号若しくは第二号に掲げる事由により第一条第二項の資格の喪失をした組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に旧法第三十九条第一項の障害給付の請求をした任意継続組合員の当該資格の喪失又は障害給付の請求に係るものについては、昭和四十七年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる額のうちいづれか多い額に改定する。

二 当該資格の喪失又は障害給付の請求の日におけるその年金の額の算定の基礎となつた標準給与を基礎として附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則第四条

第十一号の旧法の平均標準給与の仮定月額の算定の例により算定した額に、当該資格

の喪失の日の前日又は当該障害給付の請求の日に属する期間に係る別表第五の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乘じて得た額（その額が十二万円に一・一〇一を乗じて得た額をこえるときは、その乗じて得た額とする）を平均標準給付の月額とみなして、旧法（附則第五条を除く。）の規定を適用して算定した額

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の四の次に次の二条を加える。

〔昭和四十七年度における新法の規定による年金額の改定〕

第二条の五 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十七年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる額のうちいずれか多い額に改定する。

第二条第一項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給付の年額、旧法の平均標準給付の年額又は新法の平均標準給付の年額に一・一〇一を乗じて得た額をそ

れぞれ平均標準給付の年額、旧法の平均標準給付の年額に一・一〇一を乗じて得た額をそ

れぞれ平均標準給付の年額又は新法の平均標準給付の年額に一・一〇一を乗じて得た額をそ

れぞれ平均標準給付の年額とみなして、法（附則第五条を除く。）の規定を適用して算定した額

算定した額又はその給付事由が生じた日ににおけるその年金の額の算定の基礎となつた新法の平均標準給付の年額に、その給付事由が生じた日の属する期間に係る別表第五の上欄に掲げる率を乘じて得た額（その額が三百三十二万円に一・一〇一を乗じて得た額をこえるときは、その乗じて得た額とする。）をそれぞれ平均標準給付の年額、旧法の平均標準給付の年額又は新法の平均標準給付の年額とみなして、法、附則第三項の規定による改正前の三十九年改正法附則又は農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三条の規定を適用して算定した額

2 昭和四十四年十月以前の新法の規定による年金であつて、前項の規定の適用を受けるもの以外のものについては、昭和四十七年十月分以後、その額を、同項第二号の規定の例により算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の六 昭和四十四年十一月一日以後昭和四十五年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和四十四年十一月一日以後昭和四十五年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求による年金と総称する。その給付事由は新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をいたり。以下同じ。）が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた平均標準給付の年額又は新法の平均標準給付の年額とみなして、法、附則第三項の規定による改正前の三十九年改正法附則又は農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三条の規定を適用して算定した額

2 その給付事由が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた新法の平均標準給付の年額に、その給付事由が生じた日の属する期間に係る別表第五の上欄に掲げる率を乘じて得た額（その額が三百三十二万円に一・一〇一を乗じて得た額をこえるときは、その乗じて得た額とする。）をそれぞれ平均標準給付の年額、旧法の平均標準給付の年額又は新法の平均標準給付の年額とみなして、法、附則第三項の規定による改正前の三十九年改正法附則又は農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三条の規定を適用して算定した額

改定の基礎となつた平均標準給付の年額、旧法の平均標準給付の仮定年額又は新法の平均標準給付の年額に一・一〇一を乗じて得た額をそれぞれ平均標準給付の年額、旧法の平均標準給付の年額又は新法の平均標準給付の年額とみなして、法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三条の規定を適用して算定した額

2 その給付事由が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた新法の平均標準給付の年額と、ハ、その乗じて得た額をそれぞれ平均標準給付の年額に、その給付事由が生じた日の属する期間に係る別表第五の上欄に掲げる率を乘じて得た額（その額が三百三十二万円に一・一〇一を乗じて得た額をこえるときは、その乗じて得た額とする。）をそれぞれ平均標準給付の年額、旧法の平均標準給付の年額又は新法の平均標準給付の年額とみなして、法、附則第三項の規定による改正前の三十九年改正法附則又は農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三条の規定を適用して算定した額

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の二の次に次の二条を加える。

〔昭和四十七年九月以前の資格喪失等に係る退職年金等の最低保障に係る改定〕

第三条の三 昭和四十七年九月三十日以前に第二条の四の四第二項の規定による年金の額の算定の基礎となつた年金の額の算定の基礎となつた旧法の平均標準給付の年額に、その給付事由が生じた日の属する期間に係る別表第五

合員についての当該資格の喪失、資格喪失事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲げたる年金(以下「昭和四十七年九月以前の年金」と総称する。)については、その額(第一条の四、第二条の五又は第二条の六の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額)が前項各号と総称する。同年十月分以後、その額を満たないときは、同年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。ただし、当該各号に掲げる額に改定する。ただし、遺族年金については、第三条ただし書の組合員期間が二十年(組合員又は任意継続組合員である間に死亡したことによりその給付を受けた権利が生じた遺族年金については、十年)に満たないときは、この限りでない。

一 退職年金又は障害年金 **十一万四百円**  
**五万五千二百円**

二 遺族年金 **五万五千二百円**

昭和四十七年九月以前の年金のうち、その年金たる給付を受ける権利を有する者が昭和四十七年十月一日において六十五歳以上であるもの(第二号に掲げる年金にあつては、その年金たる給付を受ける権利を有する者が組合員又は組合員であった者の妻、子又は孫であるときは、同日において六十五歳未満であるものを含む。)については、前項の規定にかかわらず、その額(第一条の四、第二条の五又は第二条の六の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額)が次の各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる額に満たないときは、同年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、前項ただし書の適用を受けるもの以外のもの(うち、その額(第一条の四、第二条の五又は第二条の六

の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額)が前項各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる額に満たないものについては、その年金たる給付を受ける権利を有する者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

4 前条第三項の規定は、遺族年金に関する前二項の規定の適用について準用する。この場合において、同項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替えるものとする。

第四条中「第二条の四」を「第二条の六」に改め、「六万七千二百円」に改め、同項第二号中「六万円」を「六万七千二百円」に改める。

附則第十項中「昭和四十四年十月一日」を「昭和四十七年十月一日」に改め、「次の各号に掲げる年金」の下に(以下「昭和四十七年十月以後の年金」と総称する。)を加え、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第三条の三第一項ただし書の規定を準用する。

(農林漁業団体職員共済組合法の一一部を改正する法律の一部改正)

第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第五項中「第一条の三」を「第一条の四」に改める。

附則第十二条第三項中「九万六千円」を「十一万四百円」に改め、同項第二号中「四万八千円」を「五万五千二百円」に改める。

附則第十一項中「昭和四十五年十月一日以後に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をしており、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第三条の三第一項ただし書の規定を準用する。

8 三十九年改正法による改正前の法(以下「旧法」という。)の資格の喪失(組合員にあつては十二項とし、第九項を第十項とし、附則第八項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を附則第九項とし、附則第七項の次に次の二項を加える。)

附則第十二条第三項中「九万六千円」を「十一万四百円」に、「七十歳」を「六十五歳」に、「十二万円」を「十三万四千四百円」に改める。

(昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による

として次のように加える。

この場合においては、第三条の三第一項ただし書の規定を準用する。

附則第十二項中「昭和四十五年十月」を「昭和四十七年十月」に、「その額が同項各号」を「六万七千二百円」に改め、同項第二号中「六万円」を「六万七千二百円」に改める。

附則第十一項第一号中「十二万円」を「十三万四千四百円」に改め、同項第二号中「六万円」を「六万七千二百円」に改める。

附則第十二項中「昭和四十五年十月」を「昭和四十七年十月」に、「その額が同項各号」を「六万七千二百円」に改め、同項第二号中「六万円」を「六万七千二百円」に改める。

別表第四の次に次の二表を加える。

別表第五

期	間	の	区	分	率
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十日まで				二・〇三七	
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十日まで				一・八九七	
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十日まで				一・七五六	
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十日まで				一・六四〇	
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十日まで				一・五二八	
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十日まで				一・四二七	
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十日まで				一・三五〇	
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十日まで				一・二七一	
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十日まで				一・一九三	
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十日まで				一・一〇一	

号に、「七十歳」を「六十五歳」に、「その額を同項各号」を「その額を当該各号」に、「同項ただし書」を「第三条の三第一項ただし書」に改める。

この場合において、同項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替えるものとする。

附則第十三項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替えるものとする。

別表第四の次に次の二表を加える。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

は、附則第六項の規定にかかるわらず、昭和四十六年十一月分以後、この法律による改正後の法第三十七条の三第三項の規定を適用する。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中農林漁業団体職員共済組合法(以下「法」という。)第六十二条第一項の改正規定は同年四月一日から、第四条及び次項の規定は公布の日から施行する。
- (標準給与に関する経過措置)

- 2 農林漁業団体職員共済組合法がこの法律の施行前にこの法律による改正前の法第二十条第三項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかるわらず、この法律による改正後の法第二十条第一項の規定の例による。

- 3 この法律の施行前にこの法律による改正前の法第二十条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、この法律の施行の日に職員になつたものとみなし、この法律による改正後の法第二十条の規定を適用してその標準給与を改定する。

## 理 由

農林漁業団体職員の共済制度の円滑な運営に資するため、給付に要する費用に対する国補助率の引上げ、任意継続組合員となることができる者の範囲の制限及び標準給与の月額の下限を定めることによる改正の必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(長谷川四郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員長藤田義光君。

〔藤田義光君登壇〕

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

る法律案の一部を次のよう修正する。

第一条中第六十二条の改正規定の次に次のよう

に加える。

附則第六条の次に次の二条を加える。

(第一条第二項の法人の職員に対する特例)

第六条の二 第一条第二項に規定する法人の職員のうち、社団法人全国農業共済協会及び社団法人中央畜産会の職員にあつては昭和四四年十二月十八日、社団法人中央酪農会議の職員にあつては昭和四十五年十月一日(以下これら日の日を「適用日」という。)の前日において厚生年金保険の被保険者であつた者で適用日に組合員となつたものが、昭和四十七年十月一日まで引き続き組合員であつた場合における修正案津川武一君提案による修正案、及び委員長提案による修正案がそれぞれ提出され、五月十八日採決の結果、角屋堅次郎君外二名提案による修正案津川武一君提案による修正案を否決し、委員長提案による修正案を可決し、結局のと

こと決した次第であります。

なお、本修正は、全国農業共済協会等三法人の職員の年金について、本共済組合加入前の厚生年金保険期間をも組合員期間とみなし、これを通算すること等を内容とするものであります。

また、本案に対し、附帯決議が付せられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

の額からその者についての厚生年金保険法の規定による保険料の額を控除した額にこれに

対する利子に相当する額を加算して得た額の合計額に相当する納付金は、当該組合員及び

和四十七年十二月三十一日までに組合に納付しなければならない。

4 前項に規定する納付金は、第五十四条第一項の掛金とみなして、第五十七条から第六十一条まで及び第六章の規定を適用する。

5 第三条に規定する納付金は、第五十四条第一項の掛金とみなして、第五十七条から第六十一条まで及び第六章の規定によ

り組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十九年九月三十日以前の期間を含むものを有する組合員又は任意継続組合員に係る給付の額の算定については、その者を農林漁業

團体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)附則第四条第

三号に規定する更新組合員とみなして、同法附則第四条第六条、第九条、第十一条、第十三条、第十六条及び第十九条から第二十一条まで並びに農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第八十

二号)附則第三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的説明は、政令で定める。

附則第一項中「改正規定は同年四月一日から、

第四条及び次項の規定は公布の日から施行する」を「改正規定並びに第四条及び次項の規定は、公

布の日から施行し、この法律による改正後の法第六十二条第一項の規定は、同年四月一日から適用する」に改める。

3 前項の申出をした第一条第二項に規定する法人は、前項に規定するその職員のそれぞれについて、前二項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十四年一月から適用日の属する月の前月までに係るもの各月につき、政令で定めるところにより、その者が組合員であつたものとみなした場合において当該法人が納付すべきであつた掛金

附則に次の四項を加える。

(厚生年金保険特別会計からの交付金)

4 政府は、厚生年金保険特別会計の積立金のうち、この法律による改正後の法附則第六条の二第一項及び第二項の規定により組合員期間に合算さ

れることとなつた法第一條第二項に規定する法  
人の職員である組合員の厚生年金保険の被保險  
者であつた期間に係る部分を、政令で定めると  
ころにより、昭和四十七年十月一日から二年以  
内に厚生保険特別会計から農林漁業団体職員共  
済組合に交付するものとする。

(厚生年金保険の第四種被保險者についての措  
置)

5 法第一條第二項に規定する法人の職員である  
組合員であつて当該組合員となつた日以後に厚  
生年金保険の第四種被保險者であつたものが、  
この法律による改正後の法附則第六条の二第一  
項及び第二項の規定により厚生年金保険の被保  
險者であつた期間を組合員期間に合算されると  
となつたときは、当該組合員となつた日以後  
における厚生年金保険の第四種被保險者であつ  
た期間は、厚生年金保険の被保險者でなかつた  
ものとみなす。この場合においては、政府は、  
保険の第四種被保險者として納付した保険料の  
額にこれに対する利子に相当する額を加算して  
得た額の合計額に相当する金額を、厚生保険特  
別会計からその者に還付する。

(所得稅法等の特例)

6 この法律による改正後の法附則第六条の二第  
四項の規定により組合員として負担した納付金  
は、所得稅法(昭和四十年法律第三十三号)第七  
十四条第一項並びに地方稅法(昭和二十五年法  
律第二百二十六号)第三十四条第一項第三号及  
び三百十四条の二第一項第三号の社会保険料  
とみなして、これらの法律の規定を適用する。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

7 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)  
合法附則第六条第一項及第三項を、「農林漁業  
団体職員共済組合法等の一部を改  
並ニ農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改

正する法律(昭和四十七年法律第 号)附則  
第四項に改め、「交付金」の下に「並ニ同法附則  
第五項ノ規定ニ依ル本会計ヨリノ還付金」を加  
える。

○副議長(長谷川四郎君) 採決いたします。  
本案の委員長の報告は修正であります。本案は  
委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めま  
す。よって、本案は委員長報告のとおり決しまし  
た。

特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改  
正する法律案(内閣提出)

○藤波孝生君 議事日程追加の緊急動議を提出い  
たします。

すなわち、この際、内閣提出、特定織維工業構  
造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題  
となし、委員長の報告を求め、その審議を進めら  
れんことを望みます。

○副議長(長谷川四郎君) 藤波孝生君の動議に御  
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めま  
す。よって、日程は追加せられました。

特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正  
する法律案を議題といたします。

右 国会に提出する。

昭和四十七年一月十八日

内閣總理大臣 佐藤 義作

目次中「第二章 特定紡績業の構造改善(第三  
十六条 第十五条)」を「第二章 特定織維工業の  
構造改善(第三条 第二十条)」に、「第四章」を「第  
三章」に、「第五章」を「第四章」に、「第六章」を「第  
五章」に改める。

第一条中「近代化及び」の下に「これに伴う設備  
の処理並びに」を加え、「過剰設備の計画的な処  
理」を削る。

第二条中第二項を削り、第三項を第二項とす  
る。

「第二章 特定紡績業の構造改善」を「第二章  
特定織維工業の構造改善」に改める。

第三条第二項第一号中「昭和四十六年度」を「昭  
和四十八年度」に改め、「、特定精紡機の錘の數」  
を削り、同項第四号を削り、同項第五号中「前各  
号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、  
同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第四条第二項中「前条第四項」を「前条第三項」に  
改める。

第五条第二項中「第三条第四項」を「第三条第三  
項」に改める。

第六条から第十五条まで 削除

「第三章 特定織布業等の構造改善」を削る。

第十八条第一項中「政府は」の下に「特定紡績業  
実施計画で定める設備の近代化及び生産若しくは  
経営の規模の適正化に必要な資金並びに」を加え  
る。

四 新商品又は新技術の開発、海外における織  
維製品の需要の動向の調査その他織維製品  
の需要の動向に即応するための事業に必要な  
資金にあてるための助成金の交付

第五十条第一項中第七号を第五号とし、第八項  
を第六号とし、第九号を第七号とし、同条第二項  
中「前項第九号」を「前項第七号」に改める。

第四十一条第二項中「第六号」を「第四号」に改め  
る。

第二十一条「租税特別措置法」の下に「(昭和三十  
二年法律第二十六号)」を加える。

「第四章 織維工業構造改善事業協会」を「第三  
章 織維工業構造改善事業協会」に改める。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 織維工業構造改善事業協会(以下「協  
会」という。)は、特定織維工業における設備の  
近代化及びこれに伴う設備の処理並びに生産又  
は経営の規模の適正化の促進その他特定織維  
工業の構造改善に関する業務(特定織維工業以  
外の織維工業における商品開発等の促進に関す  
る業務を含む。)を行なうことを目的とする。

第二十四条第二項中「政府は」の下に「第四十  
二条第一項の信用基金又は第四十二条の二第一項  
の振興基金にあるため」を加え、同項に後段と  
して次のように加える。

この場合において、政府は、それぞれの基金  
にあてるべき金額を示すものとする。

第三十一条第二項中「二十人」を「十五人」に改  
め、同条第三項中「特定織維工業」を「織維工業」に  
改める。

第四十条第一項第一号から第三号までを削り、  
同項第四号中「特定織布業構造改善事業」を「特定  
紡績業に属する事業に係る設備の近代化、生産若  
しくは経営の規模の適正化その他の構造改善に関  
する事業 特定織布業構造改善事業」に改め、同号  
を同項第一号とし、同項中第五号を第二号とし、  
第六号を第三号とし、同号の次に次の一号を加え  
る。

四 新商品又は新技術の開発、海外における織  
維製品の需要の動向の調査その他織維製品  
の需要の動向に即応するための事業に必要な  
資金にあてるための助成金の交付

第四十条第一項中第七号を第五号とし、第八項  
を第六号とし、第九号を第七号とし、同条第二項  
中「前項第九号」を「前項第七号」に改める。

第四十一条第二項中「第六号」を「第四号」に改め  
る。





所得に依存する傾向を強めておりますが、農業に意欲のある専業的農家は、土地の制約の少ない中小畜、施設園芸等の部門において規模拡大を志向しているのであります。

以上のような農業の動向のもとにおいて、今後、経済の成長とその国際化の進展に対応して、農業の均衡ある発展をかるためには、何よりもまず、わが國農業が国際競争場面において競争できるようその体质改善をかることが肝要であります。

農業生産及び流通加工等の体制を団地的に再編整備し、生産性の向上を通してこれを推進する必要があるのであります。

以上が第一部の概要であります。

次に、第二部におきましては、昭和四十六年度を中心として、講じた施策を記述しております。最後に、昭和四十七年度において講じようとする農業施策について申し上げますと、以上のようないをあらためて見直すべき時期に来ており、農村地域の整備開発につきましても農村地域住民の福祉の向上、自然環境の保全等の総合的視点に立つてこれを推進する必要があるのであります。

以上をもちまして概要の説明を終ります。

次に、昭和四十六年度漁業の動向に関する年次報告及び昭和四十七年度において沿岸漁業等について講じようとする施策につきまして、その概要を御説明申し上げます。

わが国の漁業生産は、四十五年には九百三十二万ントと史上最高を記録しておりますが、国民経

済の発展に伴う食生活の向上により、高度化、多様化しつつ堅調に推移している水産物の需要に十分対応するまでに至らず、水産物の価格の上昇はかなり大きくなっています。また、海洋の水产資源の一般的な状況は、必ずしも楽觀を許さないものがあります。

漁業經營体数は、近年微増しておりますが、四十五年度にはやや減少しております。これは、その大部分を占める沿岸漁業經營体数の減少とのあります。

また、就業者数は、近年減少傾向にあり、引き続き女子化、高齢化が進んでおります。

沿岸漁業の平均漁家所得は、農家及び都市勤労者世帯の平均を上回っておりますが、世帯員一人当たりでは、都市勤労者世帯の八割程度となつております。

最近におけるわが国の漁業をめぐる内外の諸情勢は、公害による漁場環境の悪化、国際規制の強化、労働力事情の逼迫等をかねてきびしいものが現れており、その収益性は、業種により差がありますが、平均では前年に比べわずかに上昇しております。

農業の動向に対処するため、農業基本法の定めるところに従い諸情勢の推移を織り込みまして、農政の本格的展開をはかることとしております。

このため、四十七年度におきましては、わが國農業の体質改善と農業生産の再編成をはかることを基本とし、農業構造の改善、農業団地の形成、農業生産基盤の整備、価格、流通対策の強化、農村の整備開発など各般の施策を推進することといたしております。

以上をもちまして概要の説明を終ります。

次に、昭和四十六年度漁業の動向に関する年次報告及び昭和四十七年度において沿岸漁業等について講じようとする施策につきまして、その概要を御説明申し上げます。

わが国の漁業生産は、四十五年には九百三十二万ントと史上最高を記録しておりますが、国民経

以上、その概要について御説明した次第であります。(拍手)

このようないたしたいと思いますことは、わが国は、世界に類例のない経済成長をなし遂げました。その中で、将来とも、わが国の主要な食糧については、原則として自給自足という國の基本方針を貫いていくこうといふ考え方方に変わりはないのかどうか。また、今回、第十五回目の白書を国会へ提出されたわけですが、農業所得が、わずかとはいえ、前年よりへこみを見せたというのは、たとお考えであります。この原因はどこにありますか。白書を通じて、農業に対する認識と今後の展望について、総理の率直な御意見を賜わりたいと存じます。

農業基本法に基づく昭和四十六年度年次報告及び昭和四十七年度農業施策について並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十六年度年次報告及び昭和四十七年度農業施策についての発言

○副議長(長谷川四郎君) ただいまの発言に対する質疑の通告があります。

まず、農業の年次報告等についての質疑を順次許します。江藤隆美君。

○江藤隆美君 私は、ただいま農林大臣から御説明のありました昭和四十六年度における農業の動向並びに昭和四十七年度において講じようとする農業の施策に関連して、自由民主党を代表して、佐藤総理をはじめ閣僚大臣に質問を行ないたいと存じます。

政府は、昭和三十六年度から、農業基本法に基づいて年次報告を国会に提出してきたのであります。農業の施策に関連して、自由民主党を代表して、佐藤総理をはじめ閣僚大臣に質問を行ないたいと存じます。

政府は、昭和三十六年度から、農業基本法に基づいて年次報告を国会に提出してきたのであります。農業の施策に関連して、自由民主党を代表して、佐藤総理をはじめ閣僚大臣に質問を行ないたいと存じます。

がその目的であったと言えます。

しかし、現実の姿はどうかといふと、この白書が示すとおり、農業と製造業との比較生産性は、昭和三十五年度の二八%から、四十五年度には三一・四%にわずかに上昇したにとどまり、近年は、昭和四十二年度の三九%をピークとして、例

定した当時とは、大きく様相を一変したと言えま

ります。

次に、農林大臣にお尋ねをいたします。

ただいま御説明いたしました漁業の動向に対処するため、政府といたしましては、水産動植物の増養殖の推進、新漁場の開発等による水産資源の

年低下の傾向にあると白書は指摘しております。

す。全く想像の及ばなかつた事態が今日農業の周辺を取り巻いておるといつても過言ではないであります。そこで、政府は、新経済社会発展計画や新全国総合開発計画等の手直しもいま行なつておるとか承つておりますが、農業とても、移り変わる情勢の中では、そのらち外であり得るはずはありません。近年の諸情勢の変化に対応し、新たな発想に基づいて、農業の憲法ともいふべき基本法をはじめ、農業構造改善事業等の一連の施策について、大胆な手直しと改定を必要とする時期が来たと思うのであります。が、農林大臣はいかがお考えでありますか。(拍手)

現在、米の生産調整に伴い、野菜をつくれ、くだものをつけ、あるいは畜産をやれと言われます。しかし、農民の中には、いつも言い知れない不安があります。これでいいじょうぶなんだろうか、このまままでやつていけるのだろうかといふ、その心配であります。その不安と心配を一掃せざる限り、新しい農業へのエネルギーを開拓することはできないのであります。(拍手)それは端的に言うならば、価格の不安定をさることなが

ります。しかし、農村の周辺に押し寄せてくるものは自由化の波であります。この際、政

府は、自由化をすべきものと自由化をしてはならないものを、そのおのおのについての長期展望をやり直して、そして新しい長期計画と実行可能な対応策を、大胆に国民の前に示すべきであります。

日本の農業は、歐米の農業と、その規模、資本力、歴史的な背景において、非常に異なつております。きわめて国際競争に耐えがたい体質を持つて今日に及んできた産業であると言えます。米の転作による主幹作物と定められた作物といえども、いまだにきわめて不安定な状態にあるとも言えます。

えます。私は、自由化に對して未来永劫に反対をしようといふものではありません。むしろ、その時期が来るとするならば、進んで自由化をすべきであろうと思います。しかし、米、牛内あるいは野菜の値段が上がって消費者が困つて、今日に至るゝるもの、特定の蔬菜のような基幹作物について、それが自身で国際競争に耐え得るだけの体質を持つまでは、どこのどの国が何と言おうとも、絶対に自由化をしないといふ政府の変わらざる方針が望まれるのであります。その意味において、いやしくも、なしくすしの自由化は絶対に避くべきでありますし、また、そうすることが、わが国が新しい自主独立の経済外交路線を踏み出す基本的な方針でなければならぬと思つておるのであります。このことについても農林大臣の所見を承ります。

けさのマスコミは、アメリカのエバリー通商大使が来日をして、電算機をはじめ農産物の自由化を強く迫っていると伝え、あるものにおいては日本米の経済戦争が再開すると、聞く者をしてきわめてショックギングな報道を行なつております。また一方、円対策七項目が明日の関係閣僚会議でもつて決定されるといわれておりますが、その内容について農林大臣にお尋ねしたいことは、以上、自由化について申し上げましたよな農民の不安は当たらないと、大臣はここで言明されることがでありますかどうかを承つておきたいのであります。

ところで、外務大臣にお尋ねを申し上げます。日本は、日本の外交は大きな転換期に立ちました。日本の農業も同じく大きな転換期に立たされておりました。今日、日本が平和外交を進め、そして経済自立、国民の生活の安定をはかつてこころと、その過程において、外交交渉で必ず問題になつてきますかどうかを承つておきたいのであります。

最後に、生鮮食料品の問題について、ここであえて私は大蔵大臣にお尋ねをしてみたいと思います。あるいはこのことについては農林大臣に伺います。日本が農産物の自由化であることは、私は想像にかたくないと思います。しかしながら、少なくともさきに申し上げましたよな状況のもとで、日本は、日本の農産物を外交の具に供してはならない

邊を取り巻いておるといつても過言ではないであります。

えます。私は、自由化に對して未来永劫に反対を

します。私は、自由化をするものではあります。

さて、さきに自由化をすべきもの、すべからざるもの、おののを設定すべきであると申し上げ

るもの、おののを設定すべきことは、も

とあります。

少くとも生鮮食料品を安

定した価格で安定して供給するということは、も

うとも、絶対に自由化をしないといふ政府の変わらざる方針が望まれるのであります。その意味において、いやしくも、なしくすしの自由化は絶対に避くべきでありますし、また、そうすることが、わが国が新しい自主独立の経済外交路線を踏み出す基本的な方針でなければならぬと思つておるのであります。このことについても農林大臣の所見を承ります。

けさのマスコミは、アメリカのエバリー通商大使をはじめ、一方では数多くの補助金によって、補助金依存の安易な気持ちを醸成させてきた面が一部なしとはしないのであります。私は、今日そうした補助金の行政から、大きく金融対策を重視する長期低利の金融制度を取り入れた方向に農政を転換していく必要を感じるものであります。

いまの金融、補助制度は、あまりにも複雑多岐

であります。昨日農林省から資料をとつてみまし

たけれども、私自身が幾ら読んでもわからぬの

であります。数を数えること 자체がたいへんあ

ります。その中が、金利も違えば、制度も違ひ、償還期限も違う、いろいろとむずかしい。そういうものが今日の農村に適合するはずがないのであります。私は、この際、系統金融を含め、制度の洗い直し、そして交通整理をはかつて、抜本的な農業金融の体系をここに確立する必要を感じるの

であります。が、農林大臣はいかがでありますか。

か。

最後に、生鮮食料品の問題について、ここであえて私は大蔵大臣にお尋ねをしてみたいと思いま

す。あるいはこのことについては農林大臣に思

います。しかし、この機会に私はあえて農林大

臣ではなくて大蔵大臣に質問をさせていただきま

す。

一昨年の秋から去年の春にかけて秋冬野菜が非

常に値上がりをいたしました。その当時、产地では

いましたけれども、この機会に私はあえて農林大

臣ではなかつて大蔵大臣に質問をさせていただきま

す。

私は思つておるのであります。本会議においても、ある

いは各般の委員会においても、このことはしばし

農家が育つてることも事実であり、今後の農政の推進にあたっては、国民の食生活安定のため、このよくな農家を中心としてその育成と生産の組織化をはかり、生産性の高い近代的な農業を確立するよう努力する必要があると考えております。

ただいま、いわゆる貿易の自由化について、農業については特例を設ける、こういうお話をございましたが、わが国の経済の基本的原則におきまして、自由化、その方向でただいま諸施策を進めている最中でございます。

私は、農業が一日も早く合理的され、さらにその生産を高めて、国際競争力を十分持ち得るよう第でございまして、これらの点では誤解のないようにお願いをいたします。(拍手)

(國務大臣赤城宗徳君登壇)

○國務大臣(赤城宗徳君) 私のほうに対する質問の第一は、農業基本法に関連して新経済政策あるいはまた新全國総合開発計画等を進めておるが、農業との関係でどうかということをごぞいます。

政府といたしましては、経済の動向に対応しますして、経済企画庁を中心に新しい長期経済計画を策定することとしております。また、新全國総合開発計画の総点検を行なうこととしております。農業が國民経済の一環として健全な発展を遂げるための方向等、諸施策をこの新しい経済計画の中に纏め込んで、今後十分検討を行なつていきたいと考えます。

そこで、農業基本法制定当時と情勢が変わっておるから、農業基本法をこの際改定してみたらどうか、こういう御意見でございますが、農業基本法に書いてあります、目標としております生産性の向上と生活水準の均衡、この点につきましては、生産性の向上、ことに労働生産性は相当上がっております。なお、生活水準の均衡も、先ほど白書で申し上げましたように、農業外と相当均衡がとれてきております。それからまた、農業生

産の選択的拡大ということで、米からほかのほうへ転換するという方向も相当進んでおります。あるいは農業の構造政策、これも進めております。あるいは農産物価格の安定、これにも尽力をいたしております。こういう点においては、農業基本法に目標としているところが、別にまずいことはございませんで、その方向に着々進めておるのをござります。

また一つは、專業農家、自立經營農家の育成とながらそこまでいきません。自立經營農家は一五名ぐらいになります。八五名が第一種、第二種兼業農家といふよくな情勢で、目標の方向には進んでおりません。でございますけれども、それだからといって基本法全体をこの際改定すべきか

ということは、権利、義務を規定しておるものではあります。

そういう面から考えまして、現在農政の基本としては、農業基本法にうたっていることも変わりはないのでござりますので、これを改定するといふ考えは持っております。しかし、基本法の目標を達成するための手段、方法につきましては、内外の諸情勢の変化に即応して検討を加えていきたい、こう考えます。

第二に、農産物を自由化するものと自由化しないものとをはつきり明確にして施策を展開しろ、

こういうことでござりますが、いまのところ農産物は自由化を進めてきましたが、農業の本質

以上自由化を進めるといふような考え方、いま全然持つていません。でござりますから、自由化す

ほど總理が言いましたように、いま農業政策を進

めます。

あります。でござりますから、これは補助され

てあるんだと、こういうことじゃなくて、当然国際競争にたえ得るよくな農業を持つて、当然国際競争をしていきたい、こういうこととして助成をすべき性格のものだと思うのであります。

で、せつかく骨を折つていてござりますから、そういう段階に来ない前に、いま自由化をしております。(拍手)しかし、金融との関係もあります。

がでござりまするので、基盤整備だとか、あるいはまた構造改善とか、長期的なものですから、

こういうものには補助的に金を出してやつていかなくちゃなりません。しかし、農家の經營という

ような要素は、私との話では全然なかつたわけであります。そうしてまた、私は、日本の農業とアメリカの農業と、こういふものをよく検討してもらいたい。その上で、確かに国際取引の不均衡はあるけれども、全体的に見れば日本のほうは黒字で、アメリカのほうは赤字になつておるからね

が、農産物に限つては日本のほうが赤字でアメリカのほうが黒字になつておるんだ、こういうよう

なことをよく認識してもらいたいといふようなことを話しておきました。そうしたら、アメリカの農務長官を招待するかといふことござります

から、ぜひ来てもらいたい、来て日本の農業事情も見てもらいたい、こういうことで、アメリカの農務長官を招待することをさつき約束したばかり

なんです。

第三は、この農業政策で、補助行政ではなく金融行政に变えていけ、こういう御意見でございます。

農業というものは、よく世間では、私は農業の立場に立つておるから言うのではございませんが、農業を甘やかし過ぎておると、國は補助し過ぎておる、こういふことを言いますが、農業の本質

が、工業などと比較して、生産性も上がらないし、あるいはマスプロ化できるわけでもなし、天候を相手にしているようなものでもござります

から、これはやはり國として相當助成するという

から、金を出していかなければ、農業といふものは存立しないものでござります。これは日本ばかりではございません。全世界どこでもそうで

あります。

第三に、農産物を自由化するものと自由化しないものとをはつきり明確にして施策を展開しろ、

こういうことでござりますが、いまのところ農産物は自由化を進めてきましたが、農業の本質

以上自由化を進めるといふような考え方、いま全然持つていません。でござりますから、自由化す

べきものと自由化しないものを分けてみるといつたつて、全部自由化したくないのでございま

すから、そういう現在の状況でございま

す。でござりますので、結論的に申しますと、先

いうことが必要でござります。需要と供給とのバ

ランスをとつて食糧の安定的供給をするといふ

ことでは、農業としての使命だと思います。そういう面におきまして、余ったものは、しかたない、これ

は少しは生産調整もしなくちゃならぬ。足らぬものは、自給率を強めてそつとして国内でまかなえるようになるような方向へ持っていく。それについて相当の財政投資をする——これは大蔵大臣に対する質問でござりまするから、私の答弁のあれではございませんから申し上げませんが、安定的供給、この財政の投資は大蔵大臣のほうへ申し上げまするが、しかし、先ほど申し上げましたように、どうしても國が支持しなければ農業といふものは減じるものでござりまするから、よく見きわめて、出すべきものは出してもらいたい、こういうふうに考究する次第であります。(拍手)

○國務大臣(水田三喜男君登壇) 財政政策と金融政策についての御注文もいま承りましたが、農産物の価格安定ということは、単に農家所得の安定、確保のためだけではなくて、消費者の家計安定につながる重要な問題でござりまするので、今年度の予算におきましては格段の配慮をしたつもりでござります。すなわち、何と言つても、これは構成政策による生産性の向上をはかることが必要でございますので、これを中心とした生産基盤の整備といふようなものは、本年度二千七百億円以上を計上してござりますので、從来から見ましたら、画期的と言つても差しつかえないのじやないかと思います。また、急激な価格の変動を避けるということが必要でござりますので、需要供給の動向に沿った生産の指導をするという指導対策、それから効率的な流通をはかるといふいわゆる流通対策といふようなものは、物価連携と称せられておるものでございますが、生鮮食料だけについても本年は二百六十五億円を計上しておるというようなことでございますので、食管の管理費五千億円を除いた農業予算は七千八百億円、といふことでござりますが、これがやはり御指摘のとおりこれから農業政策の方向であると私は考究しております。

○國務大臣(水田三喜男君登壇) 同時に、金融問題が出ました。政策金融は、おっしゃられるところ複雑多岐でございます。この整理をする必要がござりますが、なぜ政策金融がこういうふうに複雑になつておるかと申しますと、やはり全体の日本の金利水準が高いといふことが一番の原因で、そのために実情に沿つたいるなくふうがこれらは、こういう複雑な金利体系をとつておるといふふうに思ひますので、いまの国際的情勢、日本の最近の金融情勢から見まして、やはり日本の金利水準といふものをもう一步下げるということをやることによってこういふ問題の解決をはかることが、筋道的な解決策であります。いろいろ検討中でございます。(拍手)

○國務大臣(福田赳夫君登壇) 「國務大臣福田赳夫君登壇」 いま私は、世界の經濟情勢の前途につきましてたいへん心配しているのです。御承知のように、アメリカには根強い保護貿易主義への動きがあるわけです。それが、いま国際收支が非常に悪い、また物価は非常にむずかしい段階にある、そういうようなことから、アメリカにおける根強いこの保護貿易主義といふものから勢いを得る、この傾向も見られるわけであります。そういうことになりますと、あの巨大なアメリカ経済が保護政策になつた、そろしますと、これは世界がまた、佐藤総理並びに関係大臣に質問をいたします。

○副議長(長谷川四郎君登壇) 「長谷川四郎君」 まして、ただいま報告のありました昭和四十六年度農業白書に因連し、農政の基本問題について、佐藤総理並びに関係大臣に質問をいたします。

このたび提出されました農業白書は、政府みずからが基本法農政の失敗をほぼ全面的に認めざるを得ないといふ、きわめて注目すべき白書といわなければなりません。

すなわち、生産者米価の三年連続の据え置き、減反政策の施行などにより、わが国の農業生産指標は、そのいずれもが確固とした需給動向に基

が国ほど重大な关心を持つている國はないはずであります。でありますから、どうしてもこの自由貿易体制の維持、保護貿易体制の台頭阻止、これにはわが國が先頭に立つて戦わなければならぬ立場にある。そういうことを考究ますと、わが國の經濟全体とすると、これは自由貿易体制つまり、わが國への輸入の自由化、これに真剣に取り組むべき立場にあります。

しかし、この政策を具体的に適用するといふことになりますと、これはわが國のもうもの現実との調整といふものも考究なければならぬ。それの中において一番考慮しなければならぬことは、これが何と言つても農業であります。いま江藤君が烈々たる農業への理解と同情の念を示された。私は江藤君に劣らざる同じ考究を持つておる。かつて、たれよりもたれよりも農民を愛すと申し上げましたが、私のこの信念は、外交政策をやっておる立場にある私の今日のこの胸の中にも健在であるということを申し上げまして、お答えをいたします。(拍手)

○副議長(長谷川四郎君登壇) 「長谷川四郎君」

第一の問題は、食糧の自給度と農産物輸入自由化の問題についてお伺いをいたします。

その一つは、食糧の自給度の確立と農業生産の地域分担政策についてであります。

以下、わが國農業が当面する幾つかの問題点を明瞭にしつつ、政府の基本的見解をただしてまいりたいと存じます。

第一の問題は、食糧の自給度と農産物輸入自由化の問題についてお伺いをいたします。

その一つは、食糧の自給度の確立と農業生産の地域分担政策についてであります。

およそ一億国民が必要とする食糧農産物は、國內自給の体制をとることが國の農政の基本でなければならぬと考究するものですが、今日わが國の

総合食糧自給率の低下を招いた第一の原因は、政府の無定見かつ強権による米の生産調整に最大の原因があります。五十五万ヘクタールの生産調整を実施するにあたって、積極的な援助と誘導措置がないままに、畜産、果樹、野菜などの転換を一

方的に行なわせたところにあります。政府が示した農産物の長期需給見通し並びに農業生産の地域

指標は、そのいずれもが確固とした需給動向に基

づくものであります。ただ単に米の生産調整を強行する手段に使われているところに問題があり、これが実施の具体的な政策的裏づけは何ら示されていないのが実情であります。

このため、今後の農業生産の方向づけは、新たな観点に立った総合自給率の樹立と個々の主要農産物について確固たる自給率を早急に設定するとともに、農業生産の地域指標も、単なるガイドポストではなく、これを実現するための生産政策、価格政策、土地利用政策など総合的施策を同時に講ずることが必要であると考えるが、政府は、今後の自給率の設定と、その実現策にどのような方向で対処しようとしているのか、農林大臣の考え方を伺いたいと存じます。

その二は、農産物の輸入自由化対策についてであります。

自給率低下のいま一つの原因は、政府が今日まで農業を大企業本位の高度経済成長政策に従属させ、特に工業製品の輸出優先のために、無制限な農畜産物の輸入の増大と自由化を強行してきたことであります。政府は、ここ数年来、物価対策を口実として、むりやりに農畜産物の自由化を推進してきましたが、特に昨年は、グレープフルーツ、豚肉など、農民が最も反対していた多くの農産物の自由化を强行し、また、本年に入つてからも、わが国農業の最後のとりであるオレンジ、果汁、牛肉などの輸入ワクの拡大をはかるなど、農民の期待を全く裏切る行為を続けています。

本来、農畜産物の輸入自由化などは、ただ単にその国の外貨事情、物価問題等を中心と考えるべきものでなく、そこに置かれた農業の現状と将来を十分見通してきめるべきものであることは言うまでもありません。このことは、過去においてレモン、大豆をはじめとした自由化の強行がわが国農業に壊滅的打撃を与えていることから見ても明白であります。

現在、わが国の残存輸入制限農産物数は、フランス、西ドイツ、イギリスに比べても決して多い

数とはいえず、来年度以降ガットの場で討議が予定されている自由化交渉においては、断じてこれ以上の自由化を許すべきではないし、現在進めてある輸入政策そのものについても、抜本的に洗い直す必要があると考えるものですが、外務、通産の両大臣の見解を承りたいのであります。また、これに関連して、中華人民共和国との貿易の転換と拡大は、わが国との国交正常化に大きく寄与するものと期待されていますが、政府は、現在の対米一辺倒の輸入形態を、今後、中国を含めて広く再検討すべきと思うが、通産大臣にあわせて伺いたいのであります。

第二の問題は、農業と他産業との所得格差の是正と、これに対応した価格流通政策についてお尋ねいたします。

昭和四十六年度の農家所得は百五十九万六千円と、前年に比べ一六%の伸びを示しているものの、その増加のすべてを農外所得に依存し、農業所得は逆に四分減と、かつてない減少を示すに至っています。農業所得減少の最大の原因是、米価の据え置きをはじめとした農畜産物価格が低迷していることであり、最近においては、農業購入資材の価格上昇が農畜産物価格上昇を上回るといったシーケンス現象が出ております。

このため農家は、所得の源泉を必然的に農外所得に求める傾向が強まり、四十六年度の兼業農家率は八四・八%にまで高まっています。一方、政府が基本法農政のにしきの御旗として強調してまいりました自立經營農家の育成については、四十五年度の農家戸数割合ではわずかに七%にまで落ち込んでいる現状であります。このことは、農業と他産業との所得格差の是正をはかるうとした基本法農政の失敗を如実に示しているものといえます。

このような実情に対処して、農業と他産業との所得格差を是正するためには、第一に、物価、労働、農業労働力の老年化、都市近郊における農地のスプロール化、山村地域における過疎現象を一段と促進させるとともに、農家の兼業化がますます進行しております。このままの状態では、わが国は、政府は、從来より農産物価格の上昇が消費者物価に及ぼす影響が大であるとの理由のもとに、その抑制策を講じてきたところであります。しかし、白書の示すところによれば、昭和四十五年度の農畜産物生産者価格指数は前年比二・八%の上昇となり、生産者手取り価格が抑制されているのは逆に、消費者価格のみが高騰しております。かかる点を総合勘案いたしますれば、今後の農産物の生産者価格はこれを無理に抑える必要は全く存在せず、流通、消費形態の近代化によって消費者物価の抑制を得られるべきであると考えますが、農林並びに大臣の所見を承りたいと存じます。

また今後、需要の拡大が予定されております畜産、果樹、野菜などの成長作目の積極的拡大をはかるためには、現行価格制度を抜本的に改革し、生産費及び所得補償方式を中心とした新しい価格政策を打ち出すべきことと考えますが、農林大臣の考え方を承りたいのであります。

また、特に重大なことは、最近における一連の動きを見ておきますと、政府は、現行食管法をなしくすしに改悪し、間接統制への道を指向している接続制をはずし、間接統制への道を指向しているのを見られるのであります。一体政府は、わが国の食糧政策の展望をどのように考え、特に生産調整の終わる五十二年以降の食糧管理の姿をどのように持つていこうとしておられるのか、この際、農林大臣より所見をお伺いいたします。

最後に、私は、佐藤内閣七年にわたる長期政権の無策が今日の農業危機を招いたことは明らかであります。その政治責任はまことに重大といわなければなりません。いま政権の座を去るにあたり、過去の農政にきびしい反省を求めるとともに、この際、佐藤總理に農業政策の大転換に対する所信の表明を要求いたしまして、私の質問を

終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 長谷部君にお答えをいたします。

長谷部君からは御意見をまじえて多くの問題が提起されておりますが、私からは、農業についての基本的な考え方をお答えいたします。ことに、最後にお尋ねになつたのもそういう点だと思いますので、よくお聞き取りをいただきたいと思います。

まず、農業基本法施行以来わが国農業は、食糧需要の高度化あるいは多様化に対応して、農業生産の選択的拡大を進めるとともに、欧米に比較して遜色のない生産性の向上を遂げながら、農業従事者の所得と生活水準の向上を果たしてきたと考えております。

しかしながら、今日、わが国農業をめぐる内外の諸情勢は、米の生産過剩や経済の国際化など、またにきびしいものがあります。このような状態に対処してわが国農業の健全な発展をはかるためには、何よりもまず、わが国農業を国際的に競争できるような近代的な農業として確立することを目指し、その体質の改善をはかるとともに、需要の動向に見合った農業生産の再編成をはかることが肝要であります。このため政府といたしましては、農業団地の形成をはじめとする、生産構造、流通、價格等の各般の施策を強力に推進し、農政の本格的展開をはかるよう格段の努力を傾けてまいり考えでございます。

次に、米価の問題であります。四十七年産米の生産者米価につきましては、現在方針をきめているわけではありません。いずれ米価審議会の議を経て決定することとしておりますが、生産費、物価、及び米の生産調整を行なつておるといふ事情などを総合的に配慮する必要があると考えております。

また、政府充り渡し価格につきましても、現在まだ方針をきめているわけではありませんが、家

消費及び物価その他の経済事情をしんしゃくし

ます。

最後に、食管制度につきましてのお尋ねがあります。食管制度は、農家経済、国民消費生活等、国民経済の各分野にきわめて重要な関係を持つ重要な問題でありますので、生産調整と連絡を含め、今後事態の推移に応じつつ、なほ慎重に検討する必要がある、かように考えております。

以上、お答えいたします。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) お答えを申し上げます。

いまわが国が当面しておる非常な大きな問題として、自由貿易体制の世界的な規模における堅持、推進、こういうことは、先ほど江藤君にお答え申し上げましたから、申し上げません。

ただ、その中におきまして、輸入の自由化における申し上げましたから、申し上げません。

いまわが国が当面しておる非常な大きな問題として、わが國農業の健全な発展をはかるためには、何よりもまず、わが国農業を国際的に競争できるよう近代的な農業として確立することを目標とし、その体質の改善をはかるとともに、需

要の動向に見合った農業生産の再編成をはかることが肝要であります。このため政府といたしましては、農業団地の形成をはじめとする、生産構造、流通、價格等の各般の施策を強力に推進し、農政の本格的展開をはかるよう格段の努力を傾けてまいり考えでございます。

次に、米価の問題であります。四十七年産米の生産者米価につきましては、現在方針をきめて

はないといふに存じております。

それなら、本年度の産米の価格についてはどうかといふお尋ねでございましたが、現在まだ方針をきめておりません。いずれ、米価審議会の議を経てこれは農林大臣が決定することになつております。(拍手)

〔国務大臣赤城宗徳君登壇〕

○国務大臣(赤城宗徳君) 農業を取り巻く諸情勢が非常にきびしい情勢であるということは、御指摘のとおりで、農業白書においてもその点はよく述べておるわけでございます。

そこで、農業基本法はもう全部失敗だったといふような受け方をするような御質問もありました

が、先ほども江藤さんに申し上げましたように、三十五年度から四十五年度までの間に、農業の労働生産性を調べてみますと、約二倍に膨張しています。年率六・四%の伸びであります。農家の所得は約三・六倍に増加している。年率一三・五%の伸び。農家の生活水準は、勤労者世帯とほぼ匹敵する水準まで向上してきております。また、農業生産の選択的拡大、これにつきましては、野菜は一・四倍、果実は一・八倍、畜産は二・七倍、こまごまとおりにやろうと考えております。

わが国の農業は生産性が非常に乏しい、この生産性を上げる国内施策、これに最大の努力を傾けて江藤君による申し上げたとおり、間違いなく、そのとおりにやろうと考えております。(拍手)

なればならぬ、かように考えますが、その成果と相まながら、農作物の輸入自由化政策を進めしていくべきである、かように考えます。(拍手)

○国務大臣(水田三喜男君) 生産者米価の据え置きは、米の需給の基調が大幅に供給過剰になつておりますが、巨額な財政負担において生産調整とかあるいは稻作転換を行なつておるといふような状況でござりますので、それらの施策が阻害されないようなどいいう考課が主要な原因であつたと存じます。したがつて、物価の觀点からこれを無理に押しつけて値段を据え置いているといふことで

とでなくて、土地をみんなで利用して経営規模を大きくする方向が一つの方向ではないか、こう考

えますので、農業団地というような構想で、それには兼業農家を入れて、兼業農家の土地提供とか

労働力提供とか、こういうようなことで、土地の

所有権を一つところへ大きくしていくと、この方向へ向かっていこうといふことで農業団地構造などを出して、予算もそれに裏づけしてあるわ

けでございます。

そこで、そぞういうようなことで自給率はどうな

んだ、こういうような自給率についてのお尋ねがございました。先ほど江藤さんの質問では、自由化をすべきものとしないものときめるということですが、これは、自由化はいまのこと、もう残ったものについてはしないということです。

しかし、食糧は国民生活の基礎的なものでござりますが、自給率につきましては、絶対に自給化をすべきものとしないものときめるということですが、これは、私は、自由化はいまのこと、もう残ったものについてはしない

ございました。先ほど江藤さんの質問では、自由化をすべきものとしないものときめる

ですが、これは、私は、自由化はいまのこと、もう残ったものについてはしない

ございました。先ほど江藤さんの質問では、自由化をすべきものとしないものときめる

ですが、これは、私は、自由化はいまのこと、もう残ったものについてはしない

ございました。先ほど江藤さんの質問では、自由化をすべきものとしないものときめる

ですが、これは、私は、自由化はいまのこと、もう残ったものについてはしない

ございました。先ほど江藤さんの質問では、自由化をすべきものとしないものときめる

ですが、これは、私は、自由化はいまのこと、もう残ったものについてはしない

ございました。先ほど江藤さんの質問では、自由化をすべきものとしないものときめる

ですが、これは、私は、自由化はいまのこと、もう残ったものについてはしない

ございました。先ほど江藤さんの質問では、自由化をすべきものとしないものときめる

ですが、これは、私は、自由化はいまのこと、もう残ったものについてはしない

ございません。

そこで、この土地の所有権を合併するといふこと

く、先ほどお話をありましたように、適地適産的ということがありますから、地域的にも適地適産的に地域の指標をつくって、そうして、その指標に基づいてこの自給率にも力を入れる、あるいはまた、それを通じて団地的な経営にも持つていただき、こういうふうに考えておるわけでございます。

それから、自由化対策でございますが、これは先ほど江藤さんに答弁申し上げましたが、現在、御指摘のように、ヨーロッパ、世界並みに残存品目はなっております。それで、残存品目は、やはり日本の農業の現在及び将来に

とつても、あるいは自給していかなくてはならない大事な農産物でございますので、先ほど外務大臣が言つていまつたが、生産性が向上して、ほんとうに国際競争力に近いよしなところまでいく間は、この自由化はできない、こういうよしな態度で進んでおります。

それから、農産物の輸入の問題でございますが、輸入は、やはり品質あるいはまた価格等によつてきめる問題でございます。でございまするから、これは、何も一国からだけ輸入をしなくちゃならぬという理由は全然ございません。むしろ多面化して、あるいは場所によつては、えさのようなものは東南アジアのよしなところで、そこから開発輸入するといふようなことも必要だと思うのでございます。

それから、農外所得が多くなつて兼業農家があつた、こういう御指摘、したがつて農産物すべて所得補償方式でやれということをございますが、農業の価格政策でございますが、私は、農業は価格政策だけでいくべきじゃないと思います。やはり農業の生産性を上げていかなければ、国際競争力もできませんし、消費者にも安いものを提供するというわけにまいりません。これは農業の基本問題でございます。そういう意味においていろいろな施策を講じておるわけございますが、農産物の価格支持といふことも、これは大事な問題で

ございますから、価格支政策をしていかなくござります。そこで米の価格はどうかということになるのでござりますが、これにつきましては、私は再々申し上げておりますように、米の価格決定の方式もござります。これはほかの農産物と違つて所得補償方式といふ方式でございます。そういうよしな方式に従つてやつていくというよしな、ここでござりますが、作業を進めようとしております。いずれ米価審議会の諸問題を経て決定するということになるわけでございます。それを少しお待ち願いたいと思います。

それから、出かせきの問題でございますが、出かせきが確かにふえてきておる、兼業農家がとにかく八五%以上になつておる、それがまた、その大部分は出かせき、ことに東北などは出かせきが多いでございますので、この対策といつたしましては、工業導入法がござましたが、まだこれは実際に進んでおりませんが、遠くで兼業収入を得るといふよしなことが必要でございますので、工業の分散、工業の導入等につきまして慎重な考え方を持ちまして、そこで農外収入を得られるようなること。しかし、労働条件などが非常に出かせきや何かはまずいことがございます。こういふことにつきまして、労働大臣とも、労働省ともよく話したのでございますが、こういふものを改善していく。やはり農外所得も得なければ、いま農業者としてもやつていけないよしな状況でございますから、そういうよしな方面も十分各省と連絡をいたしまして、改善していきたい、こういふふうに考えております。(拍手)

○國務大臣(田中角栄君) 私から三点お答えを申します。

第一点は、農產品の残存輸入制限品目は二十四でございまして、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス等に比べても高くない、これ以上自由化

を進めてはならない、進めるべきではないという御意見でございますが、申すまでもなく、保護貿易主義を押さえまして自由貿易体制を維持していく

ことは、世界の大勢でございます。また、そうすることが平和維持のために大切なことでございますし、また、国内における物価を安定し、国民生活の向上をはかるためにも、自由化の推進は必要でございます。このために、農業の構造改善の諸施策を積極的に推進をするとともにまた不可欠の要件でございます。農業の体制整備状況とも勘案の上、自由貿易の拡大政策を推進してまいりたいと存じます。

第二は、向米一辺倒の輸入を改め、中国を含めた輸入先の自由化、輸入形態の再検討等が必要であります。かく八五%以上になつておる、それがまた、その大部分は出かせき、ことに東北などは出かせきが多いでございますので、この対策といつたしましては、工業導入法がござましたが、まだこれは実際に進んでおりませんが、遠くで兼業収入を得るといふよしなことが必要でございますので、工業の分散、工業の導入等につきまして慎重な考え方を持ちまして、そこで農外収入を得られるようなること。しかし、労働条件などが非常に出かせきや何かはまずいことがございます。こういふことにつきまして、労働大臣とも、労働省ともよく話したのでございますが、こういふものを改善していく。やはり農外所得も得なければ、いま農業者としてもやつていけないよしな状況でございますから、そういうよしな方面も十分各省と連絡をいたしまして、改善していきたい、こういふふうに考えております。(拍手)

○副議長(瀬野栄次郎君)

瀬野栄次郎君

○瀬野栄次郎君 私は、公明党を代表して、たゞいま説明のありました昭和四十六年度農業の動向に関する年次報告並びに昭和四十七年度において講じようとする農業施策について、佐藤総理並びに関係各大臣に対し質問をいたします。

農業を取り巻く経済環境は、景気後退の長期化が予想される中で、國際收支 大幅黒字基調に基づく外貨準備高の累積、円の大幅切り上げ等により、農畜産物の輸入増大と自由化の要請がますます強くなり、内外ともに、かつてないほど困難な局面に直面いたしておりますのでございます。

この中で、全國五百二十六万戸の農家は、どこに行つても、日本の農業はどうなるのか、また、何をどのくらいければよいのかという不安と疑問を持つて、ただ生きるために營々と働き、希望を求めて続けているのでございます。

そこで、質問の第一点は、日本農業の憲法といわれる農業基本法の目的と、これに対する政府の農業政策の矛盾についてであります。

農基法が施行されて以来すでに十年を経過しておりますが、この間、わが国農業は、本法が指向した農業と他産業との生産性格差及び所得格差の是正は一向に進まず、かつまた、農業生産の推進母体となることが予定された自立經營農家等の育成は減少の傾向をとり、一方兼業農家、特に二種兼業農家が増大しております。すなわち、農基

が実施計画を策定をいたしたわけでございます。なお、情報提供、あつせん、指導等を行なう民間機関といつしまして、昨年十一月に財團法人農村地域工業導入促進センターなるものが設立をされました。通産省といつしましても、財團法人の機能を十分活用いたしますとともに、本国会に御審議をいたしております工業再配置法案による措置ともあわせまして、地域開発の実をあげたいと考えておるのでございます。以上。(拍手)

法の示した方向がから念仏となつております。加るに、米価の据え置き、減反政策等により、農業生産指数は四十四年、四十五年と連続して低下し、四十六年度の農業総産出額は、十五年ぶりに前年度を下回る見込みとなつてゐるのであります。いまや、農基法農政の目ざす農業の建設は挫折を来たし、高度成長の陰の部分としてそのひずみをますます拡大しつつありますが、このような現状に対し、総理はいかに反省されているか。また、農業基本法を抜本的に再検討すべきではないか。さらに、わが国農業の位置づけをいかに考へ、その長期的ビジョンと中期的な展望に立った施策をどのように考へておられるかを、まず明確に示していただきたいのであります。

第二点として、農畜産物の自給率について承りたいのであります。

農業白書は、「食糧の安定的供給を図ることは、そのため需要の動向と地域の特性に応じた農業生産の実現を直面するわが農政の課題であり、そのため需要の動向、再編成を強力に推進する。」と報告しておりますが、昭和三十五年に九〇%であった食用農産物の自給率は、四十五年に七六%にまで低下をしております。

政府は、「農産物の長期需給見通し」の中で、昭和五十二年におけるわが農産物の自給の見通しを立て、自給率を算出しておりますが、この見通しは、農産物の自由化やその他各種条件等については明らかにしていないのであります。また、この自給率の見通しは、需要と生産見通しからどう算出したか明らかでなく、主体性のない見通しであります。

そこで、今後の農業生産を考えた場合、ここ数年来急速に増加してきた農産物の輸入、施設農業の拡大傾向に比べ、土地利用型農業の著しい後退、米の減反政策による生産意欲の減退等から、農業生産の向上はきわめてむずかしく、このままではわが国の自給率は低下の一途をたどることは

法の示した方向がから念仏となつております。

明らかであります。

自給率を明らかにすることは、農政の推進にあたり、政策の基本的前提とすべきものであります。したがって、農産物の自給率については、地域別にはつきり目標を定め、地域分担を明確にし、その目標達成のために構造、価格、生産の諸施策を強力に推進すべきであると考えますが、これについて佐藤総理並びに農林大臣の所信を承りたいのであります。

第三点は、農畜産物の自由化問題であります。現在、農畜産物の残存輸入制限品は二十四品目で、先進諸国と変わらない程度にまで減少し、四十五年に前年を二〇・五%も上回る三十二億ドルに達しております。

農畜産物の貿易拡大に対するわが国への要請はさりにきびしく、アメリカのみにとどまらず、イギリスのEC加盟により、オーストラリア、ニュージーランド等、また、中国からも一そろ輸入の増加が予想されることは、白書も指摘をしておるとおりであります。

わが国農業に壊滅的打撃を与えるオレンジ、果汁、牛乳等の輸入自由化問題は、日米通商交渉により一年間凍結されたと政府は言つておりましたのが、昨八日以来、田中通商大臣とエバリー米大臣との会談が行なわれ、本日の新聞報道では、いわゆる一年休戦は早くも御破算になることが確実になつたと伝えています。

次に、生産者米価については、昭和四十三年から三年連続して据え置かれ、四十六年産米の引き上げも、わずか三名程度にとどまつております。しかし、これは四十五年における政治加算金分を上げても、やはり三名程度にとどまつております。しかも、これは四十五年における政治加算金分を引上げたものであり、実質的には据え置きと変わりないのであります。しかし、米の過剰化は、政府の農政の失敗によるものであり、その責任を米価の据え置きといふ形で農民に転嫁することには、筋違いといわざるを得ないのであります。米価の決定にあたつては、農業基本法及び食管法第三条の精神によるべきであり、物価、農業経営費が上昇している今日、生産者米価の引き上げは当然であると考えるものであります。

赤城農林大臣も、六月下旬には米価審議会に生産者米価の引き上げを諮問する意向のようですが、佐藤総理並びに農林大臣は、今後の自由化に寄与することは言をまちませんが、政府は、現在の対米一辺倒といふべき輸入形態を、中国貿易を含めて、広く再検討すべきであると思いますが、

総理並びに農林大臣の見解を明らかにしていただきたいのであります。

第四点として、食管問題、米価問題についてお尋ねします。

農林省米穀管理研究会は、食管問題について、その検討の経過と中間的取りまとめを、去る三月三十日、農林大臣に提出いたしました。

その中で、米穀管理の制度、運営の改善に関する考え方の諸類型の例示として、一つには、画一的価格統制の廃止、自主流通の促進等により現行管理制度の運営を改善する考え方、二つとして、現行管理制度を末端配給統制の廃止によって彈力化する考え方、三つには、部分管理の考え方、さらには、間接統制の考え方等、四つの類型が出されていますが、政府は、この中間報告にある四つの方向に対し、いかなる方向をとられるのか、また、どのような検討を進められているのか、総理及び農林大臣の見解と所信を承りたいのであります。

第五点として、農林省の日玉商品とされている農業園地構想についてであります。本事業は、過去十カ年余にわたる農政の失敗を十分反省して行なう必要があり、いやしくも、本事業が過去の

答えたときのものであります。

さらに、消費者米価問題であります。四月一日より消費米価統令が適用廢止されたことにより、小兌り価格は自由価格となつたわけあります。私たちは、従来から、この適用廢止により事実上消費米価が上昇するとして強く反対をしてきたのであります。新聞によれば、最近の一部の記事は、諸手作の高騰につながることは必至であります。したがつてこの際、生産者米価に關係なく、政府の売り渡し価格を引き上げるような記事が報道されています。政府売り渡し価格の引き上げは、必ず消費者米価の上昇をもたらし、同時に、諸手作の高騰につながることは必至であります。したがつてこの際、生産者米価に關係なく、農林大臣、大蔵大臣、經濟企画院長官の明快な答弁を求めるものであります。

第六点は、農業と他産業との所得格差の拡大問題と、これに対応した価格政策についてであります。

昭和四十六年度の農家所得は百四十一万円と、前年比一・五%の伸びを示しているものの、その増加のすべてを農外所得に依存し、農業所得は逆に四%の減となつて、かつてない現象を示すに至っております。この最大の原因は、米価据え置きをはじめ、農畜産物価格の低迷、農業購入資材の価格の上昇などにあります。このため、農家は所得を必然的に農外所得に求める傾向が強まり、



○國務大臣(水田三喜男君) 本年度の米価をどうきめるかということは、先ほどお答えいたしましたように、ただいま方針をきめておりませんが、生産者米価は、いすれにしましても、生産費、物価、生産調整を行なっているという事情を総合的に考慮して、米審の議を経てきめる、それから消費者米価は、家計費、物価その他の経済事情を参考してきめる、こうしたことになつておりますので、そこらを総合的に勘案してきめられることと思ひます、ただ財政当局としてして希望を申し上げますと、米価はあるべき姿にきめられることが一番望ましいことでござりますが、ただ、これ以上逆ざやの負担をふやすということは、財政上は非常に問題ではないかと思ひます。ただいま、生産調整費あるいは逆ざやの負担が五千二百億円という非常に大きい財政負担となつておりますが、これがさらに拡大するということになりますと、今後の減税政策をばね大きな要因になりかねないと思ひますので、この点を避けられることを私どもは非常に希望しておる次第でござります。

それから金融の問題の御質問でございましたが、農林漁業金融公庫は、農林中央金庫とか、あるいはそのほか一般の金融機関では融通することの困難な金融、基盤整備の分野と、いうようなものを中心にこれまで担当してきましたが、今後もの分野の調整は、ずっと守つて、農林漁業の動向に即した運用をいたしたいと考えております。

また、自由化対策につきましても、公庫資金を自由化の影響を受けやすい畜産、果樹等の部門に重点的に運用するといふよくなことにしまして、公庫と農林中央金庫との分野の調整は現在行なわれておりますので、この方向はそのまま今後において維持して運営していきたいと思つております。

また、生産者側からの流通消費対策、これは生産者団体による貯蔵とか販売とかいう施設を農業近代化資金の対象に加えるといふことも現在やつております。

○國務大臣(赤城宗徳君) お答え申し上げます。再々御答弁申し上げて、この点もございますが、自給率をはつきりさせろ、これはもういたずらに外國の農産物を入れるということは避け、できるだけ自給していきたいという方針でござりますので、これを地域あるいは品目別にきめ、各県まではおりて、その各県のものを持たずへおろしてコンクリートにしていかたい、こう思ひます。それで、このことは、なお農業団地をつくっていく上におきましても、地域別の品目等に重要な要素として必要でござります。それから輸入の多面化、これから輸入の多面化といふことをきめてこれを進めていきたい、こう思ひます。

農産物の自由化につきましては、もう總理からも通産大臣からも、すいぶん答弁しているようですが、農業問題につきましては、前に御答弁申し上げたとおりでございます。出かせきといいますか、二種兼業といいますか、農業収入だけでもやつていけないような現状でございますから、遠くへ出るよりも、なるべく近くにおいて収入を得られるような、工業導入促進法などによつて、健全収入を得られる、こういう方面、また、労働対策を十分講じていく、こういう方向で進めていきたい、こう思ひます。(拍手)

○國務大臣(木村俊夫君) 消費者米価についてのお尋ねでござりますが、もうすでに總理、各大臣からお答えしたと同じ考え方でござります。(拍手)

○國務大臣(山中真則君) 沖縄においては、農業の持つ条件で、すぐれた条件と劣つた条件と二つあると思います。すぐれた条件に即応して農業政策の展開がされなければなりません。すなわち、アーネスト・ペイプルあるいは肉牛、野菜等、これらを組み合ふ必要がありますから、地元分担を相当組み入れて、冲縄が有利である条件のもとに、本土管

てありますので、これも、これからの方針においては、分野の調整としてさらに守つていくというような方向で、この次の農林金融問題の改革のときには、いまの調整分野の方向をもつと合理的にして改革したいと考えております。(拍手)

【國務大臣赤城宗徳君登壇】  
〔國務大臣赤城宗徳君登壇〕  
てありますので、これも、これからの方針においては、分野の調整としてさらに守つていくというような方向で、この次の農林金融問題の改革のときには、いまの調整分野の方向をもつと合理的にして改革したいと考えております。(拍手)

○國務大臣(赤城宗徳君) お答え申し上げます。

再々御答弁申し上げて、この点もございますが、自給率をはつきりさせろ、これはもういたずらに外國の農産物を入れるということは避け、できるだけ自給していきたいという方針でござりますので、それを相まって価格支値をしております。十分でない点につきましては十分検討しますが、同時に、需要供給のバランスをとるということが価格政策において非常に必要だと思いますので、それと相まって価格支値政策は進めていきたいと思います。

出かせき対策につきましては、前に御答弁申し上げたとおりでございます。出かせきといいますか、二種兼業といいますか、農業収入だけでもやつていけないような現状でござりますから、遠くへ出るよりも、なるべく近くにおいて収入を得られるような、工業導入促進法などによつて、健全収入を得られる、こういう方面、また、労働対策を十分講じていく、こういう方向で進めていきたいたしておられます。また、食管法等についても、当面五年間は現行の沖縄制度を尊重して据え置くとともに、沖縄において水田が有利な条件とはいえない、水田が有利な条件といえませんので、キビやバナップルに転作いたしまする場合は、強制作付制限をかけないで、なおかつ転作奨励金の対象作物とする、そういうようなことで、沖縄の農業をるべき本来のすぐれた方向に引っぱつてまいらなければならぬ、かよう

に考えておる次第でござります。(拍手)

○國務大臣(木村俊夫君) 沖縄においては、農業の持つ条件で、すぐれた条件と劣つた条件と二つあると思います。すぐれた条件に即応して農業政策の展開がされなければなりません。すなわち、アーネスト・ペイプルあるいは肉牛、野菜等、これらを組み合ふ必要がありますから、地元分担を相当組み入れて、冲縄が有利である条件のもとに、本土管

て、総理並びに閣僚に對し質問をいたしました。

昭和四十七年五月十九日 業議院会議録第三十号

農業基本法に基づく昭和四十六年度年次報告及び昭和四十七年度農業施策についての発言に対する合沢栄君の質疑

九〇四

わが国経済が昭和四十五年の秋から景氣後退に入り、特にアメリカの新経済政策の実施と国際通貨不安による輸出成約の減退は企業収益の悪化をもたらし、景気の停滞がこれまでになく長期化しているという状況のもとで、なお国民の食糧需要は依然堅調で、昭和四十五年の食糧支出は前年度よりも一三・四%も増加したにもかかわらず、農業所得は反対に十三年ぶりに四%減少し、さらに四十六年度は七・五%，約二千億円前年度を下回っております。

また、農村の高齢化、婦女子化は「そろ深刻となり、六十五歳以上の老齢人口は、都市の五・五名に対しまして実に二倍の一・七名に達しまさに農村はうば捨て山的様相を呈するに至っております。

また、農産物価格は、消費者物価高騰の中で低迷しております。しかしながら、農家が購入する肥料をはじめとする農業生産資材は著しく上昇しております。

また、農産物の輸入は急増の傾向にあり、昭和四十五年度は、前年度対二〇・五%増加して、三十二億四千八百万ドルとなり、食糧の総合自給率も七六%に低下しました。

このような環境条件の悪化は、真剣に農業に取り組む自立経営農家を兼業化に追いやり、自立農家は、前年度の九%がさらに二%減少して、約七名となっています。また、国民総生産は、四十五年度は一六・四%増加したが、農業はわずかに一・一%，また、昭和四十六年度は、国民総生産は九・四%の増加に対し、農業は反対に、昭和三十一年以来、実に十五年ぶりに四・六%の減少となつたのであります。

農業白書にて報告されておる農業の動向を要約する以上のことよりでありまして、日本農業の総兼業化を指摘した昨年の農業白書に引き続き、アメリカのドル危機によるところの農産物の貿易自由化圧力の加わった近年にない暗い農業白書であり、一億の国民の食糧を生産し、まかなうべきわ

が國農業の衰退と、民族の母体ともいわれる農村の荒廃を示唆しておるのであります。

佐藤總理在職七年有余、G.N.P.は確かに自由世界第二位となり、ドルもまたもてますほど多くなりました。さらにまた、總理念願の沖縄の施政権の返還も、曲がりなりにも実現いたしましたが、しかし、今までわが国経済発展の基盤となり、緑の下の力持続的な存在であった農業と農村のこの破局に瀕した現状に対し、總理はどうのうに責任を感じておられますか。また、十二年前に

農業従事者と他産業従事者の所得均衡を掲げて成立した農業基本法とは逆に、その所得格差が拡大し、農業所得はその前年を下回るに至り、兼業や出かせぎを余儀なくされているみじめな農業者に對しまして、總理はどうのうに感じておられるのか、その心境をまずお伺いいたします。

次に、農産物の貿易の自由化についてお尋ねいたしますが、地球上の人類は、三十年後には二倍の七十億人となり、食糧不足が深刻化されるといわれております。わが国も一億四千万に近い人口が予想され、国民食糧の確保は、今後一そう重要なこととおもいます。しかるに近年食糧農産物の輸入が急増して、食糧自給率は四十五年度七六%に減少し、さらに昭和四十六年度は輸入の増加とともにさらに低下することは必至であります。

米の生産調整といふ農業再編成の混乱のななかに、近代化の立ちあがれたわが國農業は、アメリカをはじめ、先進農業国の貿易自由化の前にはとうてい抗すべくもないと御承知のとおりであります。

昨年六月、突然のグレープフルーツの自由化をはじめ、輸入農産物の増加に農業者は不安動揺

かしながら、国際的な自由貿易圧力の強まりと、たまたまドルをもてあまして、新円対策の一環としても農産物の自由化を考えられておるようですが、残された二十四品目についてどうするのか、そのお考えをお伺いいたしたいのでござります。

二十四品目は必ずしも多いとは思われないのであります。また、農産物の自由化を迫るアメリカ自身、十品目ばかりの制限品目を持っており、各國とも、それぞれ自国の農業を守り、国内食糧の自給度向上を目指しておるのでございます。

特に、アメリカから自由化要請の強いオレンジ、果汁、牛肉については、今後のわが國農業の基幹作物であり、絶対に自由化すべきないと考えます。本国会の予算委員会で、赤城農林大臣は、基幹作物でありますから、それは自由化しない方針をきめていると言明されましたが、グレープフルーツの例もあるので、農産物貿易自由化の問題について、佐藤總理の率直な御見解をお伺いいたします。

次に、農業白書に指摘する農業の現状は、まさに羅針盤をなくして大海に漂う難波船でございまして、自由化の波をかぶれば沈没必至の運命にあります。政府は、まず貿易自由化の波を取り除くとともに、これに正確な羅針盤を与える、明るい彼岸に向かって安全な航海をさせらる責任があります。それはまさに、農政の立て直しでなくてはなりません。

農業白書に指摘する農業の現状は、まさに必要な水の確保をどうするか等、農業政策の目標を明確にするための農業計画法を制定すべきであると考えますが、農林大臣はいかようにお考えになりますか、お伺いいたします。

また、このことに関連して、日本農業が自給率を高めるべき品目を、何年ぐらいでどれだけ自給するか、そのため、どれだけの農用地を開発しなお、農業投資についての大蔵大臣の御所見もあわせてお伺いいたします。

また、このことに関連して、日本農業が自給率を高めるべき品目を、何年ぐらいでどれだけ自給するか、そのため、どれだけの農用地を開発し、土地の生産をどう引き上げるか、そして、それに必要な水の確保をどうするか等、農業政策の目標を明確にするための農業計画法を制定すべきであると考えますが、農林大臣はいかようにお考えになりますか、お伺いいたします。

また、このことに関連して、日本農業が自給率を高めるべき品目を、何年ぐらいでどれだけ自給するか、そのため、どれだけの農用地を開発しなお、農業投資についての大蔵大臣の御所見もあわせてお伺いいたします。

農業は農村も、時代に応じて変化し、多面化することはあるのであります。しかし、農業の将来に対する明るい希望を失い、生産意欲も減退しているという憂うべき状態にあり、その結果は、農業の縮小再生産の繰り返し、食糧自給率は急速に低下し、一億の国民の胃袋は、遠く海を隔てた海外の農産物に大きく依存せざるをあらうとも、食糧生産という第一義的使命が滅殺されるものではありません。人口が増加し、所得得なくなる危険を含んでおるのでございます。し

の向上とともに高級化、多様化する食糧需要の動向に沿って、良質の食糧を国際価格に近く国民に供給できる農業の立て直しこそ、独立国家として、今日最も緊急の課題であると考えるのであります。そのためには、ただ総合農政の展開だとばかりじゃなくして、国民経済との最も好ましい整合値を求めた具体的な年次計画が樹立、実行されなくてはならないと思います。

特に、計画の策定にあたっては、作物ごとの年次別自給目標と地域分担が明示されて、さらに国及び公共による大胆な投資が裏づけされ、生産性の高い農地の造成を中心すべきことは言うまであります。そのためには、ただ総合農政の展開だけじゃなくして、農林大臣も、作目ごとの自給率について準備を進められておるよう伺っておりますが、農政の立て直しを目指さないか、お伺いいたします。

なお、農業投資についての大蔵大臣の御所見もあわせてお伺いいたします。

また、このことに関連して、日本農業が自給率を高めるべき品目を、何年ぐらいでどれだけ自給するか、そのため、どれだけの農用地を開発しなお、農業投資についての大蔵大臣の御所見もあわせてお伺いいたします。

また、このことに関連して、日本農業が自給率を高めるべき品目を、何年ぐらいでどれだけ自給するか、そのため、どれだけの農用地を開発しなお、農業投資についての大蔵大臣の御所見もあわせてお伺いいたします。

また、このことに関連して、日本農業が自給率を高めるべき品目を、何年ぐらいでどれだけ自給するか、そのため、どれだけの農用地を開発しなお、農業投資についての大蔵大臣の御所見もあわせてお伺いいたします。

また、このことに関連して、日本農業が自給率を高めるべき品目を、何年ぐらいでどれだけ自給するか、そのため、どれだけの農用地を開発しなお、農業投資についての大蔵大臣の御所見もあわせてお伺いいたします。

また、このことに関連して、日本農業が自給率を高めるべき品目を、何年ぐらいでどれだけ自給するか、そのため、どれだけの農用地を開発しなお、農業投資についての大蔵大臣の御所見もあわせてお伺いいたします。

また、このことに関連して、日本農業が自給率を高めるべき品目を、何年ぐらいでどれだけ自給するか、そのため、どれだけの農用地を開発しなお、農業投資についての大蔵大臣の御所見もあわせてお伺いいたします。





ましたが、その内容は、毎年のように漁獲量が著しく減っていますが、北洋漁業のこれから見通し、減船に伴う漁業者への被害救済措置並びに安全操業問題について、農林大臣の答弁を求めるものであります。

漁業問題をめぐっての日ソ間の話し合いは、やがて両国の平和条約に引き継がねばなりませんが、最近の国際情勢を背景にして日ソ平和条約についての窓口が開かれつつあるといわれますが、外務大臣のこれに臨む方針、交渉時期などについてもお尋ねをいたします。

その二は、一九七三年ヘーネで開催を予定されている国際海洋法会議における政府の方針であります。すでに国連の大拡大海底平和利用委員会は、新しい国際海洋法の作成準備に入っていますが、この過程で、專管水域、領海二百海里を主張する中南米諸国の動きが積極化し、わが国の態度は孤立化するのではないかとの不安がありますが、領海、專管水域、公海をめぐる方針をまず明らかにしていたたどとともに、懸案の領海の幅については、二百海里はともかく、十二海里以下ではどうていおざることはあり得ないという情勢と聞きますが、わが国が領海幅を十二海里に踏み切ることかどうか、その時期はいつごろに予定されるのか、外務大臣のお答えをいただきたいと思います。

最後に、近くストックホルムで開催される、国連人間環境会議において、鯨の資源保護のため、捕鯨の十年間停止案が提出される予定と聞きますが、これに対する政府の態度を明らかにしていただきたいと思います。

以上、私はわが国の漁業をめぐる若干の問題について、政府の見解を求めたのであります。されどこれらは解決には多くの障害が存在することはありません。しかしながら、強力な政策の展開によって果たし得る問題でもあります。大企業中心の開発政策にあえく漁業者に対し、政権末期とはいへ、在職七年の佐藤政権が負

わねばならない問題として積極的に取り組まることを強く要求して、質問を終わります。(拍手)

【内閣総理大臣佐藤榮作君登壇】田中君にお答えをいたします。

田中君も御指摘のように、近年わが国の漁業を取り巻く環境は、公害による漁場環境の悪化、国際規制の強化、労働力事情の逼迫等、きわめてきびしいものがあります。このような状況に対処をはかるため、政府としてはできる限りの努力をしているところであります。

白書は十分実情は説明しておりますが、対策としての何ら見るべきものなし、こういう断定をされましたが、しかし、政府として取り組んでおりますことは、御承知のように、海洋新漁場の開拓と沿岸における養殖推進による水産資源の開拓、あるいは漁港等の漁業生産基盤の整備、沿岸漁業の構造改善、流通の合理化、公害対策の拡充等の施策を推進しているところであります。これより以上には社会党にもないだろと私は思います。

政府といたしましては、今後とも漁業の生産及び流通の各面を通じる施策の充実をはかり、漁業生産者はもとより、消費者である国民一般の要求にこたえていく考え方であります。

以上、私から政府の基本的な考え方についてお答えをいたしました。足りない点については、農林大臣から補足させます。(拍手)

【國務大臣赤城宗徳君登壇】

○國務大臣(赤城宗徳君) 農業事情と同じように、漁業事情もきびしい国際環境にさらされておりますことは、御指摘のとおりでございます。そこで、生産面でございますが、需要の見通しもから言いましても、供給が減少するという傾向であります。そこで、生産面でございますが、需給の見通しもと承知しないんじゃないと思いまして、とにかく魚がたくさんあるところ、そうして拿捕の可能性というか、拿捕されると非常に多い場所、こういう場所をきめまして、そしてそこにおりまして、私は、北方問題が大きく前進した、土問題、これに対する主張、これを公式な平和条約の場において主張し得るという立場になるわけでありまして、私は、北方問題が長期間の悲願である北方領土問題、これに対する主張、これを公式な平和条約の場において主張し得るという立場になるわけですが、ことし一月来日いたしましたグローブイコ外務大臣が、とにかく日ソ平和条約交渉を今年中にやりましょう、こういうことになりました。私どもいたしましては、長い間の悲願である北方領土問題、これに対する主張、これを公式な平和条約の場において主張し得るという立場になるわけでありまして、私は、北方問題が大きく前進した、こういうふうに見ております。ただ、その前途を考えてみますと、いま赤城農林大臣が申されました、そう簡単なものじゃない、そう簡単に私は領土問題が解決し、したがって平和条約が締結されるというふうには考えませんけれども、しかし、これに臨む態度につきましては、私は非常に強気でございます。私は、この領土の問題につきましては、わが国の従来の主張を一步も譲ること

のよう、とる漁業よりもつくる漁業、こういう増殖の方面に力を入れなければならない、この両面から生産面を進めていかなければならぬと思いまます。ですから、いま総理から言われましたが、北方漁港等漁業生産基盤の整備とか、沿岸漁業の構造改善とか、流通の合理化等を積極的に推進していく、こういうことでございます。

ところが、今度は生産だけではないませんで、流通、加工という面が強く講ぜられておりまして、こういう面では、貯蔵とか保存の設備等を相増強していく、こういうことでございます。

なお、北洋漁業については見通しはどうかということをございますが、御承知のように、ことしはマスの不漁年でございます。そして今まで減船をしばらくやっておりませんでしたが、ことしは一割減船を、業者といいますか、水産業の関係者が相談してやりました。それに対して、残った人々がやめる人に対して金を出していく、こういうことできりました。それにつきまして、政府としては資金の利子補給というような方法でこれをやつしていくということできりました。

なお、北洋の安全操業の見通し、これははどうだといふことでござりますが、安全操業につきましては、御承知のように、かつて赤城試案といふよ

うなことでございました。それに対して金を出していくことできました。それにつきまして、政府の交渉は、こここの秋から冬にかけて第一回会談を行ないたい、そういうふうに考えております。

この交渉は、こここの秋から冬にかけて第一回会談を行ないたい、そういうふうに考えております。日ソ平和条約交渉は、これは申すまでもございませんけれども、領土画定交渉といつてもいい

くらいい領土問題が中心になる交渉でございまして、この領土問題が前提となる

ところが、ことし一月来日いたしましたグローブイコ外務大臣が、とにかく日ソ平和条約交渉を今年中にやりましょう、こういうことになりました。私どもいたしましては、長い間の悲願である北方領

土問題、これに対する主張、これを公式な平和条約の場において主張し得るという立場になるわけ

で、一昨年でしたか、愛知試案というようなこと

で、北方の四島周辺で安全操業をするといふ案を出しました。しかし、これは領土、領海の問題と

あまり強い関係を持たしては、なかなか向こうも

で、北方の四島周辺で安全操業をするといふ案を出しました。しかし、これは領土、領海の問題と

うんと承知しないんじゃないと思いまして、と

うふうに見ております。ただ、その前途を考えてみますと、いま赤城農林大臣が申されました、そう簡単なものじゃない、そう簡単に私は領土問題が解決し、したがって平和条約が締結されるというふうには考えませんけれども、しかし、これに臨む態度につきましては、私は非常に強気でございます。私は、この領土の問題につきましては、わが国の従来の主張を一步も譲ること

そこで、今度は北方領土が平和条約でもつて返

はない、そういう立場において粘り強く取り組んでいきたい、かように考えております。それから、第二の、国際海洋法会議の問題であります。確かに、お話をのように、来年は国連において国際海洋法会議が開かれる、そのとおりであります。その議題はまだ明確にはなっておりませんけれども、おそらく、領海の問題、専管水域の問題、大陸だな問題等が論議されるであろう、こういうふうに思います。

わが国は、申し上げるまでもなく海洋国家である。したがいまして、海洋の自由、これがわが国の国益の基本になる、かように考えておる次第でございますが、さあはといいまして、最近の世界の傾向は、特に開發途上國なんかにおきまして、専管水域を設定するとか、あるいは領海の幅を拡大するとか、いろいろ動きがあるのであります。て、わが国の立場だけに固執をするということもできない。端的に言いますと、わが国の海洋法会議に臨む立場は苦しい立場である、こういうふうに考えます。しかし、とにかく、わが国の立場を踏んまえ、国益を考え、そして国際社会において公正なる、バランスのとれた解決ができるようないう姿勢をもつてこの会議に対処したい、さようになります。

お話を領海十二海里問題、これにつきましては、私どもはこれを積極的に主張はいたしません。しかし、おそらく大勢が十二海里といふようになってくるだろう、そういう際には、これはちゅうちょすることなくこれに賛同をする、そういう方針でございます。(拍手)

○國務大臣(大石武一君) 着登壇

○國務大臣(大石武一君) 海洋汚染防止法は、ことの六月二十五日から施行されることになります。したがいまして、その船舶からの投棄物の排出の海域なり方法につきましては、いま政令でこれをきめなければなりません。三月十六日に、中公審におきましてその答申を得ましたので、近いうちにこれをはつきりと公布することにいたして

おります。この場合には、相当きびしいものを考えております。いま海洋投棄する場合には、少なくとも親潮なりあるいは黒潮なりの外の海洋に棄てられるということで、まず海域を考えております。専門家が、いまお話をありましたように、瀬戸内海においては屎尿投棄が相当きびしくなります。ところが、いまお話をありますましたが、いまお話をありますけれども、おそらく、瀬戸内海では小さな船で屎尿投棄をしておりましたが、それが今度は相当地域で廃止いたします。その瀬戸内海では小さな船で屎尿投棄をしておりましたが、それが今度は相当地域で廃止いたします。

そういうことを考えますと、直ちに六月からこの法律を適用することは不可能でございますので、やはり経過措置が必要となります。しかし、経過措置もできるだけ短い期間にしまして、でき

るだけ考え方のきびしいものにいたしたい、そして早く海洋を汚染から守つてしまいたいと考えておる次第でございます。

次に、瀬戸内海の汚染防止の問題でございますが、これはたいへんなことで、御承知のように、昨年十月には瀬戸内海環境保全対策推進会議とい

うものを政府内につくりまして、私がその中心となりましてその対策を立てておるわけでございま

す。今後はやはり大きなビジョンを持って年次計画を立てることが必要でございますが、それを実

行する段階になりますと、いまの法律だけでは少しむずかしいような気がいたします。また、瀬戸内海でわれわれがいかに努力しましても、この沿

岸の関係の県なり市がかつてに埋め立てをした

り、あるいはいろいろなことで海をいじめる処理

をしますと、それはどうにもなりません。したがって、公害防止という点だけにつきましても、このようにして、できることはいたしております。

次に、瀬戸内海の汚染防止の問題でございますが、これはたいへんなことで、御承知のように、昨年十月には瀬戸内海環境保全対策推進会議というものを政府内につくりまして、私がその中心となりましてその対策を立てておるわけでございま

すが、これはとりえず早急にやらなければならぬものと、長い点からいろいろ理想的なことを考へてやらなければならぬ面と、二つがござい

ます。そういうことで、去年じゅうは、各省庁を動員いたしまして、どのような問題が一番重点で

あるかという、その問題点を洗い出しました。その結果、それに対処してやはり直ちにいまからでもやらなければならぬ問題がたくさんございま

すので、そういうものに着手しておるわけでござります。たとえば、下水道の問題を十分に解決すれば、私は、汚水処理さえうまくできれば、六割以上は瀬戸内海の汚染は防げると思うのです。たがいまして、このよ

思います。これにつきましては、やはり先日アメリカのトレイン公書の委員長からも手紙が参りました。返事を私出しておりますが、大体の鯨は今後永久に捕獲を禁止しなければなりませんが、いま問題になつておりますナガスクジラと、それからライワシクジラとマッコウクジラのこの三種は、十分に資源の保護を考えて捕獲すれば、まだ商業的捕獲ができると思いますので、しばらくの間はそのような方針で進んでまいりたいことをがんばつてまいりたいと思いますが、それにつきましても、やはり日本とソ連がこれを守るために、資源を保護するための十分な規制を行なう、これを強力に申してまいりたい、こう考えておる次第でございます。(拍手)

○國務大臣木村俊夫君登壇

お尋ねが二つございま

す。

一つは、新全縦計画の総点検及び新しい長期経済計画の策定にあたりましては、御指摘のとおり、環境問題を最重点課題の一つとして取り上げます。開発と環境保全との関係を中心いたしまして、各面から検討いたしたいと考えております。

次に、魚価の安定の問題でございますが、先ほどから總理、農林大臣からのお答えの中にござりますように、最近野菜が比較的安定しておりますが、なかわらず、ここ数年魚の値段が非常に上がっております。この魚価の安定をはかりますために、新漁場の開拓、栽培漁場の推進等、何としましても供給をふやさなければなりません。そのほか、輸入政策をもつと活用すべきであろうと思ひます。流通機構もたいへん立ちおくれておりますので、その魚価の高騰を助長しておる流通構の改善を今後重視的にやつていきたいと考えておる次第でございます。(拍手)

○副議長(長谷川四郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(長谷川四郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十六分散会

#### 出席國務大臣

内閣總理大臣	佐藤	築作君
外務大臣	福田	赳夫君
農林大臣	水田	喜男君
通商産業大臣	西村	宗徳君
建設大臣	田中	赤城
國務大臣	江崎	英一君
國務大臣	大石	角榮君
國務大臣	木村	真澄君
國務大臣	山中	俊夫君
國務大臣	木村	武一君
國務大臣	山中	貞則君

#### ○朗読を省略した議長の報告

(議員派遣記)  
一、去る十六日、議長において、左記のとおり議員を派遣することに決定した。

大阪のデパート・ビル火災事故調査のため  
イ、派遣議員

大野	市郎君	上村千一郎君
古内	広雄君	左藤 恵君
中山	正暉君	山本弥之助君
米田	東音君	桑名 義治君
門司	亮君	林 百郎君
大阪府		

一、去る十六日、内閣から次の報告書を受領した。  
(報告書受領)  
五月十七日

社会保険制度審議会設置法第九条の規定に基づく昭和四十六年度社会保険制度審議会報告書  
く、去る十六日、内閣を経由して首都圈整備委員会委員長西村英一君から、首都圈整備法第十五条の規定に基づく昭和四十六年度首都圈整備委員会年次報告書を受領した。

一、去る十六日、内閣から次の報告書を受領した。  
(政府委員退任)  
第六十七回国会衆議院において採択された請願の処理経過

一、去る十六日、内閣から次の報告書を受領した。  
(政府委員退任)  
た。

一、去る十六日、内閣から次の報告書を受領した。  
(常任委員辞任及び補欠選任)  
た。

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員	士井たか子君	八木 昇君
辞任	細谷 治嘉君	井岡 大治君
地方行政委員	井岡 大治君	細谷 治嘉君
辞任	井岡 大治君	細谷 治嘉君
社会労働委員	井岡 大治君	細谷 治嘉君
辞任	井岡 大治君	細谷 治嘉君
文教委員	井野 正揮君	井野 正揮君
辞任	井野 正揮君	井野 正揮君
補欠	井野 正揮君	井野 正揮君
辞任	井野 正揮君	井野 正揮君
文教委員	井野 正揮君	井野 正揮君
辞任	井野 正揮君	井野 正揮君
社会労働委員	井野 正揮君	井野 正揮君
辞任	井野 正揮君	井野 正揮君
文教委員	井野 正揮君	井野 正揮君
辞任	井野 正揮君	井野 正揮君

社会保険機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求める件  
北西大西洋の漁業に關する国際条約の改正に関する議定書の締結について承認を求める件  
一、去る十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

石油開發公團法の一部を改正する法律  
(議席変更)  
道路交通法の一部を改正する法律

石油開發公團法の一部を改正する法律  
(議席変更)  
道路交通法の一部を改正する法律

より、議長において議席を次のとおり変更しました。

一、今十九日、衆議院規則第十四条ただし書きに

よる、議長において議席を次のとおり変更しました。

一、去る十六日、内閣から次の報告書を受領した。  
(報告書受領)  
五月十七日

小規模企業共済法の一部を改正する法律  
土地改良法の一部を改正する法律



辞任	向山 一人君	補欠 别川悠紀夫君
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
公害対策並びに環境保全特別委員		
辞任	林 孝矩君	補欠
米原 親君	二見 伸明君	
二見 伸明君	林 孝矩君	
青柳 盛雄君	米原 親君	
青柳 盛雄君	米原 親君	
災害対策特別委員		
辞任	中山 正陣君	補欠
篠田 弘作君	川崎 秀二君	
濱 徹郎君	篠田 弘作君	
(議案提出)		
一、去る十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。		
健康保険法等の一部を改正する法律案		
一、今十九日、委員長から提出した議案は次のとおりである。		
日本労働者住宅協会法の一部を改正する法律案		
(建設委員長提出)		
(議案付託)		
一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。		
学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号)		
医療保障基本法案(田邊誠君外十三名提出、衆議院議員会付託)		
法第二九号)		
社会労働委員会付託		
一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。		
防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三号)		

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出第九一号)	以上二件 内閣委員会付託	出入国法案(内閣提出第八七号)
法務委員会付託	公職選舉法改正に關する調査特別委員会付託	法務委員会付託
政治資金規正法及び公職選舉法の一部を改正する法律案(西宮弘君外九名提出、衆法第一二号)	日本開発銀行法の一部を改正する法律案	日本開発銀行法の一部を改正する法律案
国有鉄道建賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案	日本開発銀行法の一部を改正する法律案	日本開発銀行法の一部を改正する法律案
一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
医療保障基本法案(田邊誠君外十三名提出)	政治資金規正法及び公職選舉法の一部を改正する法律案(西宮弘君外九名提出)	政治資金規正法及び公職選舉法の一部を改正する法律案(西宮弘君外九名提出)
(議案受領)	出案を参議院に送付した。	出案を参議院に送付した。
一、去る十七日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。	一、去る十七日、予備審査のため次の本院議員提出	一、去る十六日、予備審査のため次の本院議員提出
北西大西洋の漁業に関する国際条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件	出案を参議院に送付した。	出案を参議院に送付した。
(議案受領)		
一、去る十七日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。		
世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件		
(議案受領)		
一、去る十七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。		
小規模企業共済法の一部を改正する法律案		
法第二九号)		
社会労働委員会付託		
一、去る十七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。		
石油開発公團法の一部を改正する法律案		
道路交通法の一部を改正する法律案		
会、第六十六回国会及び第六十七回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可決		

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書	本件の要旨及び目的
政府は、米国との間に渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する条約を締結するため、昭和四十三年以來二回にわたり日米間で専門家会議を開催する等米国側と交渉を進めてきた結果、案文について合意に達したので、昭和四十七年三月四日東京において本条約に署名を行なつた。	本件の要旨及び目的
本条約は、日米両国政府が、日米間の渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類の管理、保護及び絶滅の防止のために措置をとることについて協力することを目的としており、その主な内容は次のとおりである。	本件の要旨及び目的
1 日米間の渡り鳥の捕獲及びその卵の採取は禁止される。生死の別を問わず、不法に捕獲され若しくは採取された渡り鳥、その卵又はそれらの加工品等の販売、購入等も禁止される。ただし、科学的・目的等のため又は狩猟期間中の捕獲及び採取については、日米両国の法令により例外が認められる。	本件の要旨及び目的
2 両国は、絶滅のおそれのある鳥類の保存のために特別の保護が望ましいことに同意し、これらの鳥類及びその加工品の輸出入を規制する。	本件の要旨及び目的
3 両国は、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類の研究に關する資料及び刊行物を交換する。	本件の要旨及び目的
4 両国は、本条約の規定に基づいて保護される鳥類の環境を保全しつつ改善するため、適当な措置をとるように努める。	本件の要旨及び目的

5 附表に、日米間の渡り鳥とされている一八九種の鳥類を掲げてある。	なお、この条約は、批准書の交換の日に効力を生じ、十五年間効力を有するが、一年前に書面による通告を与えることにより、最初の十五年終了させることができることになつてゐる。
衆議院議長 舟田 中殿	署名
外務委員長 横内 義雄	署名
内閣	署名
1 防衛厅設置法の一部改正する法律案(内閣提出、第六十七回国会開法第一八号)に関する報告書	本件の要旨及び目的
1 防衛厅の任務遂行の円滑を圖るため、自衛官の定数を一、三一一人増員して、二六〇、三六九人とする。	本件の要旨及び目的
内閣	署名
海上自衛官 一七九、〇〇〇人(増減なし)	本件の要旨及び目的
海上自衛官 三八、九八六人(増員六六三人)	本件の要旨及び目的
(増員分は、艦船の増加に伴う要員並びに対潜航空機の増強及び後方支援部	本件の要旨及び目的

隊の充実等のための要員)

航空自衛官

四二、三〇〇人 (増員六四三人)

(増員分は、ナイキ部隊の新編等に伴う要員)

統合幕僚会議の自衛官

八三人 (増員五人)

(増員分は、情報機能強化のための要員)

八三人 (増員五人)

右報告する。

昭和四十七年五月十七日

内閣委員長 伊能繁次郎

衆議院議長 船田 中殿

二六〇、三六九人

2 防衛省本府の附属機関として、学識経験者を含めた五人の委員で構成する自衛隊離職者就職審査会を設置する。

官外(分)

(1) 自衛隊法の一部改正

1 自衛隊の予備勢力確保のため、海上自衛隊の予備自衛官三、〇〇〇人、計三、三〇〇人を増員して、予備自衛官の員数を三九、六〇〇人とする。

2 離職した自衛隊員が賃利企業の役員等へ就職する場合には、防衛省長官の承認を要することになつてゐるが、その公正さを確保するため、この承認は、自衛隊離職者就職審査会の議決に基づいて行なわなければならぬものとする。

二 議案の可決理由

本案は、わが国の防衛をより効率的に処理

し、現下の諸情勢に対処するため、適当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約九億五千九百十八万円が昭和四十七年度一般会計予算に計上されている。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約九億五千九百十八万円が昭和四十七年度一般会計予算に計上されている。

なる報酬、料金等の範囲に加える。

4 財産債務明細書の提出不要限度額の引き上げ確定申告の際に提出する財産債務明細書について、その提出不要の所得限度を、二、〇〇〇万円(現行一、〇〇〇万円)に引き上げる。

なお、以上の改正に伴う昭和四十七年度における減収見込額は、約七三億円となつてゐる。

二 議案の修正議決理由

本案は、老人及び寡婦対策に資するため、老人扶養控除の創設、寡婦控除の適用範囲の拡充を図る等のものであり、社会福祉に関する税制上の措置として適当と認めるが、なお、施行期日を公布の日に改める等の必要があるので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

二 議案の修正議決理由

本案は、今次税制改正の一環として、次の措置を講ずることとしている。

1 老人扶養控除の創設

所所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

右報告する。

昭和四十七年五月十八日

大藏委員長 齋藤 邦吉

衆議院議長 船田 中殿

扶養親族のうち年齢七十歳以上の者で障害者に該当しないものについて、通常の扶養控除(一四万円)に代えて、年額一六万円の老人扶養控除を設ける。

2 婚姻控除の拡充

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

4 新法第二百四条第一項第二号(報酬、料金等に係る源泉徴収義務)及び第二百二十五条第一項第三号の規定(新法第二百四条第一項第一号

に規定する工業所有権の使用料に係る部分に限る)は、昭和四十七年六月一日以後に支払うべき当該使用料について適用する。

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

右報告する。

昭和四十七年五月十八日

大藏委員長 齋藤 邦吉

衆議院議長 船田 中殿

扶養親族のない未亡人についても、所得制限(一五〇万円以下)のもとで寡婦控除の適用を認める。

本案は、中小企業に関する税制上の措置として適当と認めるが、なお施行期日を公布の日に改める等の必要があるので別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

二 議案の修正議決理由

右報告する。

昭和四十七年五月十八日

大藏委員長 齋藤 邦吉

衆議院議長 船田 中殿

(小字及び一は修正)

附則

〔別紙〕

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

4 新法第二百四条第一項第二号(報酬、料金等に係る源泉徴収義務)及び第二百二十五条第一項第三号の規定(新法第二百四条第一項第一号

に規定する工業所有権の使用料に係る部分に限る)は、昭和四十七年六月一日以後に支払うべき当該使用料について適用する。

附則

〔別紙〕

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

4 工業所有権の使用料を、源泉徴収の対象と

する。

## (号外) 報

する。

2 改正後の法人税法の規定は、法人の<sup>昭和四十七年四月一日から同年三月三十一日ま</sup>の施行の日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、今次税制改正の一環として、おおむね次の措置を講ずることとしている。

1 配偶者に対する相続税額の軽減措置の拡充  
配偶者に対する相続税額の軽減措置の拡充は、配偶者の相続については、配偶者の税額からその取得額(三、〇〇〇万円)に対応する相続税相当額を控除することにより、三、〇〇〇万円までは三、〇〇〇万円)に対応する相続税相当額を控除することにより、三、〇〇〇万円までには相続税を課税しないこととしている。ただし、この場合は、婚姻期間が二十年以上である配偶者に適用し、十年から二十年までの配偶者は一、〇〇〇万円に十年をこえる一年につき二〇〇万円を加えた金額を限度としている。

なお、現行の配偶者に対する相続税額の軽減措置も存續し有利な方の措置の適用を認めることとしている。

2 障害者控除の新設  
相続人が心身障害者である場合には、相続

税額から年齢が七十歳になるまでの年数に一万円(重度の心身障害者については三万円)を乗じた金額を控除することとしている。

3 物納制度の整備等  
該不動産が換価又は公共の用に供されず現存している場合には、物納許可後一年間に限り、物納を撤回して金銭で即納又は延納するみちを開くこととする等所要の規定の整備を図ることとしている。

なお、以上の改正に伴う昭和四十七年度における減収見込額は、約三〇億円となつていて、この改正の施行の日から起算して六月を経過する日の翌月から同年十月一日までの間に当該財産の分割がされたときは、当該財産に係る相続税に対する新法第十九条の二及び第三十二条の規定の適用については、新法第十九条の二第四項ただし書の規定に該当したものとみなす。

合において、当該相続又は遺贈に係る新法第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限がこの法律の施行の日から起算して六月を経過する日の翌月の一日前に到来し、かつ、当該提出期限の翌月の一日から同年十月一日までの間に当該財産の分割がされたときは、当該財産に係る相続税に該当する新法第十九条の二及び第三十二条の規定の適用については、新法第十九条の二第四項ただし書の規定に該当したものとみなす。

1 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改

正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、農林漁業団体職員の共済制度の円滑な運営に資するため、給付に要する費用に対する

国との補助率の引上げその他所要の措置を講ずることとともに、国家公務員共済組合等からの年金に準じて既裁定年金の額の改定を行なう等給付内容を改善しようとするものであり、その要旨は次のとおりである。

(イ) 農林漁業団体職員共済組合法の一部改正

1 農林漁業団体職員共済組合法の一部改正  
る費用に対する国の補助率を十六パーセントから十八パーセントに引き上げること。  
2 昭和四十七年十月一日以後に農林漁業団体職員共済組合の組合員の資格を取得する

3 新法第十九条の二第二項に規定する配偶者が

昭和四十七年一月一日から同年三月三十一日までの間に相続又は遺贈により財産を取得した場合において、当該相続又は遺贈に係る新法第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限がこの法律の施行の日から起算して六月を経過する日の翌月の一日前に到来し、かつ、当該提出期限の翌月の一日から同年十月一日までの間に当該財産の分割がされたときは、当該財産に係る相続税に該当する新法第十九条の二及び第三十二条の規定の適用については、新法第十九条の二第四項ただし書の規定に該当したものとみなす。

1 農林漁業団体職員共済組合法が支給する年

金で昭和四十五年三月末までに給付事由の生じたものについて、国家公務員共済組合の場合に準じ、昭和四十七年十月分以後、その年金の計算の基礎となつてている平

均標準給与の年額を一〇・一パーセント引き上げることにより年金額の改定を行なうこと。

2 1により既裁定年金の額を改定する場合の平均標準給与の最高限度額についても一〇・一パーセント引き上げ、その制限を緩和すること。

3 (1) 退職年金、障害年金及び遺族年金の最低保障額を次のように引き上げること。  
ア 退職年金又は障害年金  
イ 遺族年金  
九万六千円を十一万四百円

(2) 高齢者等についての最低保障額の特

者は任意継続組合員になることができないことをすること。

3 振込及び給付の算定の基礎となる標準給与の下限を一万二千円から一万八千円に引き上げること。  
4 振込及び給付の算定の基礎となる標準給与の下限を一万二千円から一万八千円に引き上げること。

〔別紙〕

(小字及び~~は修正~~は修正)

附 則

1 この法律は、<sup>公布の日</sup>昭和四十七年四月一日から施行

する。

例については、その適用範囲を従来の七十歳以上の者から六十五歳以上の者に拡大するとともに、その額を次のように引き上げること。

#### ア 退職年金又は障害年金

十二万円を十三万四千四百円

#### イ 遺族年金

六万円を六万七千二百円

#### (3) (1)及び(2)の最低保障額は、組合員期間が十年以上の者で組合員又は任意継続組合員である間に死亡した者の遺族年金についても適用するものとすること。

#### (4) その他所要の規定の整備を行なうこと。

四 施行期日は、昭和四十七年十月一日とする  
ただし(1)については、同年四月一日からとすること。

#### 二 議案の修正議決理由

最近の物価、給与の上昇等の現状及び農林漁業団体職員共済組合における年金財政事情にかんがみ、既裁定年金の額の改善及び給付費に対する国庫補助率の引上げ等の措置を講じようとする本案については妥当なものと認めるが、本種被保険者であつたものに対し約二百七十一万円が還付される見込みである。

全国農業共済協会、社團法人中央畜産会、中央酪農会議の職員の年金について、本共済組合加入前の厚生年金被保険者期間（当該法人の職員であつた期間に限る。）をも組合員期間とみなしそれを通算する措置を行なうことを適切と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本修正は委員長提案により行なわれたものである。

また、日本社会党、公明党及び民社党の三党共同提案に係る修正案及び日本共産党提案の修正案は、少數をもつてそれぞれ否決された。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

#### 三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

昭和四十七年度一般会計予算（農林省所管）に、農林漁業団体職員共済組合補助に必要な経費として十八億六千七百八十万一千円が計上されている。

#### 四 議案の修正結果、納付金を社会保険料控除の対象とするため、所得税が約百六十二万円の減収となる見込みである。

また、通算措置に伴い、厚生保険特別会計から農林漁業団体職員共済組合へ約一千万円が交付されるほか、同会計から厚生年金保険の第四法施行期日のうち昭和四十七年四月一日のものはこれを公布の日と改めるとともに、社團法人

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して赤城農林大臣より、委員長提案による修正案については、「政府としては必ずしも適当でないと考える。」旨のまた、日本社会党、公明党及び民社党の三党共同提案による修正案

並びに日本共産党提案の修正案については「政府としては賛成しがたい。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和四十七年五月十八日

農林水産委員長 藤田 義光

衆議院議長 船田 中殿

#### 〔別紙〕

##### （農林漁業団体職員共済組合法の一一部改正）

第一条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、昭和四十七年十月一日以後にその喪失に係る組合員の資格を取得した者（当該資格の取得の日の前日において任意継続組合員であつた者を除く。）については、この限りではない。

第一級	二三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円未満
第二級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上
第三級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上
第四級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上
	一九、〇〇〇円以上	一九、〇〇〇円以上

#### 〔第二十条第一項の表中〕

○○○円未満 を 第一級 一八、○○○円 一九、○○○円未満  
○○○円未満 を 第一級 一八、○○○円 一九、○○○円未満

〔に、「第一級」を「第二級」に、「第六級」を「第三級」に、「第七級」を「第四級」に、「第八級」を「第五級」に、「第九級」を「第六級」に、「第十級」を「第七級」に、「第十一級」を「第八級」に、「第十二級」を「第九級」に、「第十三級」を「第十級」に、「第十四級」を「第十一級」に、「第十五級」を「第十二級」に、「第十六級」を「第十三級」に、「第十七級」を「第十四級」に、「第十八級」を「第十五級」に、「第十九級」を「第十六級」に、「第二十級」を「第十七級」に、

九一四

「二十二級」を「第十八級」に、「二十二級」を「十九級」に、「二十三級」を「二十一級」に、「二十一級」を「第二級」に、「二十七級」に、「二十四級」を「第二級」に、「二十五級」を「第二級」に、「二十九級」を「第二級」に、「三十一級」を「第三級」に、「三十二級」を「第三級」に、「三十四級」を「第三級」に、「三十六級」を「第三級」に、「三十八級」を「第三級」に、「三十九級」を「第三級」に、「四十一級」を「第三級」に、「四十二級」を「第三級」に、「三十四級」を「第三級」に改める。

第六十二条第一項第一号中「百分の十六」を「百分の十八」に改める。

第六十二条の次に二条を加える。

(第一条第二項の法人の職員に対する特例)

第六条の二 第一条第二項に規定する法人の職員のうち、社團法人全国農業共済議会及び社團法人中央農業會議の職員であつては昭和四十五年十月一日(以下これらの日を「適用日」という)の前日において厚生年金保険の被保険者であつた者で適用日に組合員となつたものが、昭和四十七年十月一日まで引き続き組合員であつた場合においては、その者の適用日の前日以前における厚生年金保険の被保険者であつた期間(それぞれ該法人の職員であつた期間に限る)は、この法律(第二十二条を除く)の適用については、組合員であつた期間とみなし、これとその者が組合員となつた後の組合員である期間とを合算する。この場合において、当該組合員であつた期間とみなされた期間は、適用日以後は、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

2 該規定は、第一条第二項に規定する法人が、当該法人の職員で前項の規定に該当するものの三分の一以上との同意を得て、昭和四十七年十月三十一日までに組合に申出をした場合に限り、当該申出をした法人の職員について適用する。

3 前項の申出をした第一項第二項に規定する法人は、前項に規定するその職員のそれについて、前二項の規定により組合員で保険料を納付をした月から適用日の屬する月の前月までに係るもの毎月につき、政令で定めるところにより、その者が組合員であつたものとみなした場合において当該法人が納付すべきであった保険料の額からその者についての厚生年金保険法の規定による保険料の額に対する利子に相当する額を加算して得た額の合計額に相当する金額を、納付金として、昭和四十七年十二月三十日までに組合に納付しなければならない。

4 前項に規定する納付金は、当該組合員及び当該第二項に規定する法人が折半して負担する。

5 第二項に規定する納付金は、第五十四条第一項の掛金とみなして、第五十七条から第六十一条まで及び第六章の規定を適用する。

6 この法律による改正後の法附則第六条の二第四項の規定により組合員として負担した納付金は、所得稅法(昭和四十年法律第三十一条)第七十四条第二項並びに地方稅法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十四条第二項第三号及び第三百十四条の二第二項第三号の社会保險料とみなして、これらの法律の規定を適用する。

(厚生年金保険特別会計法の一部改正)

7 厚生年金保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の二「並ニ農林漁業團体職員共濟組合法附則第六条第一項及び第三項並ニ農林漁業團体職員共濟組合法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第二百二十六号)第三十四条第二項第三号及び第三百十四条の二第三項の規定を適用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的調整とは、政令で定める。」に、「並ニ同法附則第五項の規定を依ル本会計ヨリノ還付金」を加える。

る法律附則三十九年法律第百十二号の附則第四条第三項に規定する更新組合員とみなして、同法附則第四条、第六条、第九条、第十一條、第十三條、第十六条及び第十九條から第二十二条まで並びに農林漁業團体職員共濟組合法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第八十二号)附則第三項の規定を準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的調整とは、政令で定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中農林漁業團体職員共濟組合法(以下「法」という。)第六十二条第一項の改正規定は同年四月一日から、第四条及び次項の規定は○公布の日から施行する。<sup>並びに</sup>

3 この法律の施行前にこの法律による改正前の法第二十条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、この法律の施行の日に職員になつたものとみなし、この法律による改正後の法第二十条の規定を適用してその標準給与を改定する。

(厚生年金保険特別会計からの交付金)

4 政府は、厚生年金保険特別会計の積立金のうち、この法律による改正後の法附則第六条の二第二項及び第三項の規定により組合員期間に合算されることとなつた法第二条第二項に規定する法人の職員である組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、昭和四十七年十月一日から二年以内に厚生年金保険特別会計から農林漁業團体職員共濟組合に交付するものとする。

(厚生年金保険の第四種被保険者についての措置)

5 法第二条第二項に規定する法人の職員である組合員であつて当該組合員となつた日以後に厚生年金保険の第四種被保険者であつたものが、この法律による改正後の法附則第六条の二第二項及び第三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間を組合員期間に合算されることとなつたときは、当該組合員となつた日以後における厚生年金保険の第四種被保険者であつた期間は、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。この場合においては、政府は、政令で定めるところにより、その者が厚生年金保険の第四種被保険者として納付した保険料の額にこれに対する利子に相当する額を加算して得た額の合計額に相当する金額を、厚生年金保険特別会計からその者に返付する。

(所得税法等の特例)

6 この法律による改正後の法附則第六条の二第四項の規定により組合員として負担した納付金は、所得稅法(昭和四十一年法律第三十一条)第七十四条第二項並びに地方稅法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十四条第二項第三号及び第三百十四条の二第二項第三号の社会保險料とみなして、これらの法律の規定を適用する。

7 厚生年金保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の二「並ニ農林漁業團体職員共濟組合法附則第六条第一項及び第三項並ニ農林漁業團体職員共濟組合法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第二百二十六号)第三十四条第二項第三号及び第三百十四条の二第三項の規定を依ル本会計ヨリノ還付金」に、「並ニ同法附則第五項の規定を依ル本会計ヨリノ還付金」を加える。

## 〔別紙〕

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、わが国社会保障制度の前進を図るために、公的年金制度の改善充実に一層努めるとともに、農林漁業団体職員共済組合については、制度自体がもつ特殊性を十分考慮し、健全な運営がはかられるよう左記事項について十分な検討を加え、その実現を期すべきである。

## 記

一年金財政の健全性を確立するための対策として、給付に要する費用に対する国の補助率をさ

らに引き上げること。

二 本制度が多額の整理資源をかかえている現状にかんがみこれに対する財政援助の方途を検討すること。

三 既裁定年金の改定については、年金の実質的補値を維持するため、経済変動に応じたスライド方式を確立すること。

四 遺族年金の受給資格期間の要件を引き下げる

こと。

五 農林漁業団体職員の給与が他の職域のそれに比し低水準にある実情から、これを是正すること、適切な指導を行なうこと。

右決議する。

特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

## 一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における織維工業をめぐる経済的諸条件の著しい変化にかんがみ、特定紡績業及び特定織布業の構造改善を促進するための措

置を引き続き講ずとともに、織維工業構造改善事業協会(以下「協会」という。)の業務の拡充とおりである。

## 1 目的

特定精紡機の一括処理の完了に伴い、目的に所要の改正を加える。

## 2 定義

特定精紡機の一括処理の完了に伴い、『特定精紡機の定義』を削除する。

## 3 特定紡績業構造改善基本計画

特定紡績業構造改善基本計画の目標年度を

昭和四十六年度から昭和四十八年度に改める

とともに、特定精紡機の一括処理の完了に伴い基本計画に定める事項のうち特定精紡機の処理に係る規定を削除する。

## 4 資金の確保及び関連労働者に対する配慮

「第三章 特定紡績業の構造改善」及び

「第二章 特定紡績業の構造改善」に改めること

に伴い、資金の確保及び関連労働者に対する配慮の規定を整備する。

5 特定精紡機の処理に係る規定の削除

特定精紡機の一括処理の完了に伴い、特定

## 精紡機を協会に引渡し廃棄した場合の課税の特例、特定精紡機の処理に係る共同行為に因する規定、納付金の徴収に関する規定等特定

精紡機の処理に係る規定を削除する。

## 6 協会の目的

協会の目的に織維工業における商品開発等を圖らうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

## 7 評議員会

振興基金の創設に伴い、評議員の人数を五名増員して十人以上二十五人以内とし、評議員に特定織維工業以外の織維工業について学識経験のある者を加える。

## 8 協会の業務の範囲

(1) 特定精紡機の一括処理の完了に伴い、協会の特定精紡機の買取り及び廃棄の業務並びにこれに伴う納付金の徴収の業務を削除する。

## 9 信用基金

振興基金に対し出資する者として特定紡績事業者又はその組織する団体を加える。

## 10 振興基金

政府からの出資金とすべての織維工業に属する事業を営む者又はその団体からの出資と金とで、協会に振興基金を創設し、織維産業をめぐる条件変化に対処して新規商品開発事

## 11 特定紡績業及び特定織布業の構造改善期間

この法律の規定中特定紡績業及び特定織布業に係る部分の廃止期限を二年延長し、この法律の廃止期限である昭和四十九年六月三十日とする。

## 12 振興基金の業務に係る措置

この法律が廃止される場合においては、政府は、振興基金に係る業務が昭和五十七年六月三十日まで行なわれるより必要な措置を講ずるものとする。

## 13 附則

(1) 施行期日  
この法律は、公布の日から施行する。

(2) 納付金の残余の寄附等  
協会は、協会が徴収した納付金について

## 事業に必要な資金にあてるための助成金の交付の業務を加える。

## 14 信用基金

信用基金に対し出資する者として特定紡績事業者又はその組織する団体を加える。

## 15 信用基金

政府からの出資金とすべての織維工業に属する事業を営む者又はその団体からの出資と金とで、協会に振興基金を創設し、織維産業をめぐる条件変化に対処して新規商品開発事業、海外における織維製品の需要の動向の調査その他の織維製品の動向に即応するための

残余を生じたときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを特定紡績業の構造改善に資する事業のために寄附し、又は納付金を納付した特定紡績事業者に対し、その納付した納付金の額に応じて分配するものとし、通商産業大臣は、その認可をしようとするときは、織維工業審議会の意見をきかなければならぬものとする。

(3) 地方税法の一部改正

特定織布業が構造改善事業計画に従つて、新たに取得した機械設備等に対して課する固定資産税の課税標準の特例（新規課税年度から三年度分の固定資産税に限り課税標準価格の三分の一の額とする。）を二年延長して昭和四十九年六月三十日までとする。

二 議案の可決理由

本案は、わが国織維工業の振興を図り、その健全な発展に資するための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十七年度一般会計予算（通商産業省所管）に、織維工業構造改善対策に必要な経費四億三千三百五十六万二千円、織維工業構造改善事業協会出資に必要な経費十九億円（信用基金

への出資九億円、振興基金への出資十億円）、億六百万円（高度化資金のうち織維対策分）が計上されている。

右報告する。

昭和四十七年五月十九日

衆議院議長 舟田 中殿  
商工委員長 鳴田 宗一

〔別紙〕

特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、我が國織維産業を取りまく厳しい経済環境に対処し、今後あるべき織維産業のビジョンを早急に確立して、その健全な発展を図るとともに、今後一年間にかけて構造改善事業の所期の目的が達成できるよう次の諸点につき適切な措置を講すべきである。

一 織布業の構造改善事業を円滑に推進してその効果をあげるため、織機の台帳を整備し、登録・無籍を明らかにするとともに、これが登録・廃棄・消滅等については適切な処理を行なうこと。

二 織維工業の設備の近代化を推進するため、関連機器業の発展を図り、織維工業との協調体制の確立を図ること。

三 織維製品の健全な輸出の振興を図るため、競争力の弱い中小企業の育成、輸出市場の多角化に努めるとともに、秩序ある輸出体制を確立す

ること。

なお、当面する米国の関税評価差止めによる関税の賦課等に対しては、極力これを回避するよう万全の措置を講ずること。

四 振興基金については、織維製品の高級化・多様化等の要請に対応してその充実を図るとともに、重意的・効率的に運用すること。

五 織維工業構造改善事業協会等のいわゆる認可法人への政府出資については、慎重に行なうとともに、出資後の管理についても万全な態勢を期すること。

衆議院会議録第二十七号中正誤					
	正	誤			
八〇 二 三 警告事件	するのしよう	するのでしよう			
八〇 三 二 戰争の修理	か。	か。			
八〇 三 二 渔港	戦車の修理	漁港			
衆議院会議録第二十八号中正誤					
八一 一 五 支払決定取	ものとする。	ものとする。			
八一 一 五 福祉を	福社の	福祉の			
八一 一 五 支払決定済	支払決定済	本件の			

明治二十五年三月三十日  
便物記可付

昭和四十七年五月十九日  
衆議院会議録第三十号

九一八

定価一部五十円

(配送料込)

発行所

大藏省印刷局  
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七  
電話 東京 五八二一四四一一(大代)